
三鷹市子ども総合計画 (案)

2024（令和6）年12月
三鷹市

三鷹子ども憲章

わたしたちは、三鷹の子どもたちが、未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として、この憲章を定めます。

1 みんなでつくる 三鷹の未来

わたしたちは、子どもの個性と人権が守られ、笑顔があふれる明るいまち三鷹をつくっていきます。

2 たすけあい いじめをなくそう 勇気を出して

わたしたちは、いつも思いやりの心をもって助けあい、勇気を出していじめや暴力をなくしていきます。

3 かんがえて 行動しよう マナーとルール

わたしたちは、社会の一員としてマナーを身につけ、ルールを守り、お互いに気持ちよく過ごせるよう考えて行動していきます。

4 のこそう自然 三鷹らしさを いつまでも

わたしたちは、郷土三鷹を愛し、三鷹らしい自然環境と地域の伝統・文化を次の世代に伝えていきます。

5 こまったら 相談しよう まわりの人に

わたしたちは、困ったときは、家族や友だち、先生など、まわりの人に相談できるよう、ふれあう機会を大事にしていきます。

6 どの人も あいさつかわす まちにしよう

わたしたちは、だれもが感謝の気持ちをもって、お互いに笑顔であいさつをかわせるまちにしていきます。

7 もっている みんなのいのち 大切に

わたしたちは、心も体もすこやかにたもち、だれにもひとつしかない大切ないのちをみんなでも守っていきます。

平成 20 年 6 月 25 日議決

三鷹市子ども総合計画 目次

第1部 総論	1
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 定義及び対象となる子どもの人口	4
4 計画の期間	6
5 第2期三鷹市子ども・子育て支援事業計画の達成状況	6
第2部 計画の基本方針等	8
1 計画策定の背景及び策定体制	9
2 基本方針	16
第3部 子育て支援ニーズ調査及び子育てに関する生活実態調査の結果等を踏まえた考察	17
1 調査の概要	18
2 調査結果を踏まえた考察	19
第4部 計画期間におけるニーズの見込み及び確保方策	21
1 ニーズの見込み及び確保方策を定める趣旨	22
2 教育・保育提供区域の設定	23
3 幼児期の教育・保育のニーズの見込み及び確保方策	23
4 地域子ども・子育て支援事業のニーズの見込み及び確保方策	29
第5部 計画の施策体系・事業の内容	40
I 子どもを主体とした子ども施策の推進	42
1 子どもの人権擁護の推進	42
2 子どもの社会参画・意見反映	43
3 子どもと家庭の包括的支援の推進	44

4	児童虐待等への適切な対応	46
II	全ての子どもが幸せに育つことができるための支援.....	48
1	妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援.....	48
2	乳幼児期から学童期の教育・保育施設の充実.....	50
3	地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進.....	51
4	子育て世帯をとりまく生活環境の整備.....	53
III	子どもの可能性を引き出す環境等の充実.....	57
1	親子関係づくりへの支援	57
2	子どもの成長・発達に応じた支援	58
3	幼児教育・保育の充実	59
4	遊び・体験の機会の充実	60
IV	子ども・若者が健やかに成長し、生活できるための支援.....	62
1	子ども・若者の居場所づくり	62
2	地域における総合的な子どもの居場所づくりの拡充.....	63
3	青少年健全育成の推進	64

第 1 部 総論

第1部 総論

1 計画策定の目的

市では、2020（令和2）年3月に、「三鷹市子ども・子育てビジョン」及び2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間を期間とする「第2期三鷹市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定しました。

第2期計画期間終了に伴い、三鷹市が目指すべき子ども・子育て支援施策の基本的かつ総合的な方向性を示す「三鷹市子ども・子育て支援ビジョン」と子ども・子育て支援ビジョンを実現させるための具体的な行動計画である「三鷹市子ども・子育て支援事業計画」を統合し、「三鷹市子ども総合計画」（以下「子ども総合計画」という。）として策定することで、市、教育委員会をはじめとする関係機関、関係団体及び市民が、三鷹市全体の子どもを中心に据えた子どもに関する取組を総合的に推進する体制を構築し、子どもの最善の利益を追求し、全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

「子ども総合計画」は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」としての役割を持つとともに、以下の法定計画を包含する総合的な計画です。

また、三鷹市基本構想及び第5次三鷹市基本計画を踏まえ、三鷹市健康福祉総合計画2027の基本的な考え方等と整合を図りながら策定された子どもを中心に据えた子どもに関する取組を総合的に推進する個別計画です。

(1) 「こども基本法」第10条第5項に基づき盛り込む内容は次のとおりです。

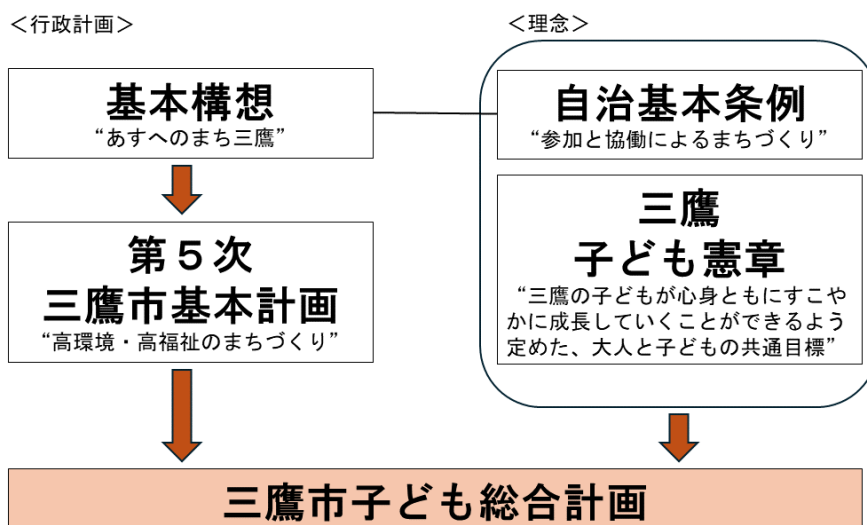
- ア 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- イ 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」

(2) その他、次の法令等に定める計画に位置付けます。

- ア 「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」
- イ 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ウ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」

- エ 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」 I-3に基づく「成育保健医療計画」
- オ 「放課後児童対策パッケージ」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」
- カ 「母子保健計画策定指針」に基づく「母子保健計画」
- キ 「食育基本法」第18条に基づく「市町村食育推進計画」

(3) 子ども総合計画と市の条例等との関係については次の図のとおりです。



※市のすべての個別計画及び指針も関連します。

なお、第5次三鷹市基本計画では、次の指標を定め、子ども・若者・子育て支援を行うことと定めています。子ども総合計画においても、これらの目標値達成に向けて取組を進めていきます。

◆主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指標	計画策定時の状況	目標値 <令和9年度> (2027年度)
保育園・学童保育所の待機児童数	0人	0人
多世代交流センター ユースタイム (中高生・若者交流事業)参加者数	3,026人	3,900人
「子育て支援プログラム」への参加 家庭数	484	650
「ゆりかご面接」、「新生児訪問」の 実施率	ゆりかご面接 98% 新生児訪問 95%	各 100%

※計画策定時の状況は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

3 定義及び対象となる子どもの人口

出生前から新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの全ての子どもに加え、年齢によって必要なサポートが途切れないように若者についても対象とします。

更に、子どもの養育を行う者に対する子育て支援策についても対象とします。

(1) 定義

- ア 子ども：概ね 18 歳までの者。18 歳以上であっても継続的に支援が必要な者又は心身の発達の過程にある者
- イ 若者：思春期、青年期（概ね 18 歳から 30 歳未満）の者
- ウ 青少年：乳幼児から青年期までの者

(2) 対象となる子どもの人口

計画期間におけるニーズの見込み及び確保方策の算出に用いるため、子どもの人口（0歳から18歳）を、次のように推計しました。

	子ども人口 (0～18歳)	年齢内訳		
		0～5歳	6～11歳	12～18歳
2024（令和6）年 【実績値】	29,824人	8,168人	10,119人	11,537人
2025（令和7）年 【推計値】	29,883人	8,007人	10,117人	11,759人
2026（令和8）年 【推計値】	29,791人	7,942人	9,831人	12,018人
2027（令和9）年 【推計値】	29,640人	7,885人	9,541人	12,214人
2028（令和10）年 【推計値】	29,419人	7,850人	9,207人	12,362人
2029（令和11）年 【推計値】	29,096人	7,949人	8,692人	12,455人

※2024（令和6）年の実績値は、1月1日時点

※2025（令和7）年以降の推計値は、2023（令和5）年1月1日の住民基本台帳人口を基準人口とした推計値。日本人人口については、男女別年齢別に、出生・死亡・移動に関する仮定値を設定したコーホート要因法を用いて推計しました。外国人人口については、日本人と異なり社会的要因により大きく変動することから、男女別年齢別に、変化率の仮定値を設定したコーホート変化率法を用いて推計しました。推計人口は日本人人口と外国人人口を合算したものです。

なお、0歳については、コーホート要因法を用いて算出した推計値に、子ども女性比を乗じて推計しました。

※子ども総合計画における人口推計は、第5次三鷹市基本計画とは異なる数値を使用しており、子ども総合計画独自の推計となります。

4 計画の期間

計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とし、以降5年ごとに計画を改定していきます。なお、計画策定後の社会経済情勢の変化や関連法令・関連計画等の見直しに合わせ、必要に応じて弾力的に計画の見直しを行います。

5 第2期三鷹市子ども・子育て支援事業計画の達成状況

(1) 教育・保育のニーズ量及び確保数等（2号及び3号認定）

第2期計画の計画期間（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）においては、教育・保育のニーズ量に対応する確保方策として、保育施設の開設や定員拡充のほか、緊急対策として待機児童を対象とした定期利用保育事業など、保育の量的拡大を図ってきました。その結果、保育ニーズ量と確保数の差し引きである待機児童数は、2022（令和4）年度に0人を達成しました。

計画期間内の年度別、教育・保育のニーズ量及び確保数等（2号及び3号認定）の達成状況については、以下のとおりです。

ニーズ・確保方策		年度					2024年度 (令和6年度) 事業計画 B	達成率 (A÷B)	
		2020年度 (令和2年度) 実績	2021年度 (令和3年度) 実績	2022年度 (令和4年度) 実績	2023年度 (令和5年度) 実績	2024年度 (令和6年度) 実績 A			
① 保育ニーズ量 a		4,508人	4,544人	4,574人	4,572人	4,548人	4,659人	—	
② 確保数	特定教育・ 保育施設	認定こども園	108人	100人	109人	68人	70人	90人	77.8%
		保育園	3,768人	3,836人	3,986人	4,023人	4,023人	3,876人	103.8%
		小計	3,876人	3,936人	4,095人	4,091人	4,093人	3,966人	103.2%
	特定地域型 保育事業	小規模保育	48人	49人	29人	18人	19人	83人	22.9%
		家庭的保育	20人	16人	17人	14人	17人	15人	113.3%
		事業所内保育	14人	12人	13人	16人	11人	13人	84.6%
		小計	82人	77人	59人	48人	47人	111人	42.3%
		認証保育所	458人	461人	420人	433人	408人	625人	65.3%
合計 b		4,416人	4,474人	4,574人	4,572人	4,548人	4,702人	96.7%	
③ 待機児童数 (a-b)		92人	70人	0人	0人	0人	△43人	—	

※各年度4月1日時点の数値

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績、ニーズ量及び確保数等

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実績としては大きく減少している項目もありますが、2「放課後児童健全育成事業」については、第2期計画の計画期間（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）において、学童保育所の新規整備や学校施設・民間賃貸物件の活用により定員拡充を図り、保育園とともに2022（令和4）年度に待機児童数0人を達成しました。

また、6「病児保育事業」については、サービスの利用者が第二期計画と比べると乖離が見られますが、2023（令和5）年10月から、オンライン予約システムを導入し、利便性の向上を図り、利用者増に向けた取組を進めました。

一方で、妊婦健診の対象者数は非婚化、晩婚化、更には新型コロナウイルス感染症の影響で結婚している女性の出生率の低下等により、年々減少しました。

事業の種類	年度	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年度 (令和5年度)	計画比 (C-D)
		実績	実績	実績	実績 C	事業計画 D	
1 時間外保育事業：利用者数		838人	705人	719人	1,151人	1,190人	△39人
2 放課後児童健全育成事業							
低学年 (小学校1～3年生)	ニーズ量 c	1,981人	2,057人	2,151人	2,279人	2,108人	171人
	確保数 d	1,927人	2,004人	2,267人	2,361人	2,232人	129人
	待機児童数 (c-d)	54人	53人	△116人	△82人	△124人	42人
高学年 (小学校4～6年生)	ニーズ量 e	3人	6人	7人	6人	896人	△890人
	確保数 f	3人	6人	7人	6人	10人	△4人
	待機児童数 (e-f)	0人	0人	0人	0人	886人	△886人
3 子育て短期支援事業：利用日数		30日	80日	48日	82日	150日	△68人
4 地域子育て支援拠点事業	利用人数	75,143人	97,027人	97,882人	111,761人	143,284人	△31,523人
	箇所数	18箇所	17箇所	19箇所	18箇所	17箇所	1箇所
5 一時預かり事業							
幼稚園(1号認定)：利用人数	90,285人	111,930人	118,755人	114,060人	32,484人	△18,010人	
幼稚園(2号認定)：利用人数					99,586人		
一時預かり事業(幼稚園以外)： 利用人数	9,980人	11,223人	11,629人	11,348人	20,500人	△9,152人	
6 病児保育事業：利用人数	167人	453人	677人	833人	1,600人	△767人	
7 利用者支援事業：箇所数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	0箇所	
8 ファミリーサポートセンター事業： 利用人数	4,296人	4,824人	4,551人	5,417人	9,070人	△3,653人	
9 養育支援訪問事業：利用人数	8人	10人	6人	3人	70人	△67人	
10 乳児家庭全戸訪問事業：訪問 件数	2人	570人	964人	1,175人	1,421人	△246人	
11 妊婦健診：対象者数	1,402人	1,337人	1,220人	1,194人	1,433人	△239人	

※各年度3月31日時点の数値

第2部 計画の基本方針等

第2部 計画の基本方針等

1 計画策定の背景及び策定体制

(1) 主な国の施策動向

国では、1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機として、仕事と子育ての両立支援等子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策を進めてきました。2003（平成15）年には、国の少子化対策として「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」を制定し、更なる少子化対策を進めてきました。

しかしながら、2005（平成17）年の合計特殊出生率は過去最低の1.26を記録し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図ることが喫緊の課題となり、2010（平成22）年には「少子化社会対策基本法」に基づく新たな大綱（「子ども・子育てビジョン」）を閣議決定し、新たな子育て支援の制度についての検討が進められ、2012（平成24）年には、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立しました。

少子化対策については、様々な子育て支援施策を推進してきましたが、少子化に歯止めがかからない状況です。子どもを産み育てることをためらわない社会を実現するためには、女性・子育て家庭が抱える課題への支援だけでなく、地域を含めた社会全体で課題を認識する必要があります。

また、日本が、1994（平成6）年に「児童の権利に関する条約」に批准してから2024（令和6）年で30年となりました。これまで、子どもの権利擁護の取組が進められてきていますが、子どもに対する虐待は増加し、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会が実現されているとは言えません。

子ども施策については、これまで、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する推進法など、別々にそれぞれの基本的な方針等が定められていましたが、これらを一元的に定め推進するとともに、「こどもまんなか」の考え方の下、子ども施策を実施するとされました。

ア こども家庭庁の創設

子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を真ん中に据える、子どもまんなか社会の実現に向けて、常に子どもの視点に立って、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、内閣府の外局に位置付け、これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し新たな司令

塔として、2023（令和5）年4月にこども家庭庁が創設されました。

イ 「こども基本法」の制定

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することとして2023（令和5）年4月に施行されました。

ウ 「こども未来戦略」の策定

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目的として、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造・意識を変える、全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する3つを基本理念として、2023（令和5）年12月に「こども未来戦略」が策定されました。

エ 「こども大綱」の策定

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こども基本法」に基づき、これまでに別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの子どもに関する大綱を束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」が2023（令和5）年12月に策定されました。

オ 「こどもまんなか実行計画」の策定

2023（令和5）年12月に、「こども基本法」に基づき、「こども大綱」が閣議決定され、「こども大綱」に基づき具体的に取り組む施策として「こどもまんなか実行計画」が2024（令和6）年5月に策定されました。「こどもまんなか実行計画」には、子どもや若者の健やかな成長のための施策のほか、少子化対策、子どもの貧困対策など、幅広い子ども施策を網羅するとともに、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策も包含されます。

カ 子ども・子育て支援制度

「子ども・子育て支援法」を始めとする、子ども・子育て関連3法に基づき、

2015（平成 27）年 4 月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。主に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実等、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目的としています。

更に、2024（令和 6）年 6 月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、「児童手当の抜本的拡充」、「妊婦等包括相談支援事業の創設」、「こども誰でも通園制度の創設」、「共働き・共育での推進」等が盛り込まれました。

なお、必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することを目的として、「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

キ 放課後児童対策パッケージ

女性の就業率上昇に対応した取組として、乳幼児期の保育の受け皿の整備だけでなく、学童期の放課後の居場所の確保も必要となるため、共働き家庭等の児童に限らず、次代を担う人材の育成という観点から、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるよう、2014（平成 26）年に「放課後総合プラン」、2018（平成 30）年には「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

また、2023（令和 5）年度に最終年度を迎えた「新・放課後子ども総合プラン」を継承し、放課後児童対策の一層の強化を図るため、2023（令和 5）年度～2024（令和 6）年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、「放課後児童対策パッケージ」が取りまとめられました。

ク 子どもの貧困対策

2014（平成 26）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、2024（令和 6）年 6 月にその一部が改正されました。「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正されました。

また、「こども大綱」の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化し、「基本理念」に、子どもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にあ

る者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

ケ 児童に対する虐待防止対策

2019（令和元）年6月には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、体罰の禁止を含む子どもの権利擁護、児童虐待を防止するための関係機関の連携強化などが定められました。

更に、2022（令和4）年には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充、一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上等が定められ、児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。

コ 障がい児に関する支援

障がい児に関する支援については、2016（平成28）年の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正を受けて2017（平成29）年に改正された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が重要であることが示されました。

また、2022（令和4）年には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障がい種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行うこととされました。

サ ヤングケアラー対策

2018（平成30）年度から、要保護児童対策地域協議会を対象に、ヤングケアラーに関する調査研究を開始し、2019（令和元）年度には、早期発見・支援に活用するためのアセスメントシートやガイドラインの作成等、2020（令和2）年度には、教育現場も含めた地方自治体、子ども本人を対象とした調査、2021（令和3）年度には、全国規模では実態把握が行われていなかった小学生や大学生を対象とした全国調査が実施されました。

更に、2024（令和6）年6月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、「子ども・若者育成支援推進法」を改正し、各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

シ 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、少子化対策を推進する一環として、確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されたことにより、2019（令和元）年10月から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無償化されました。

ス 新子育て安心プラン

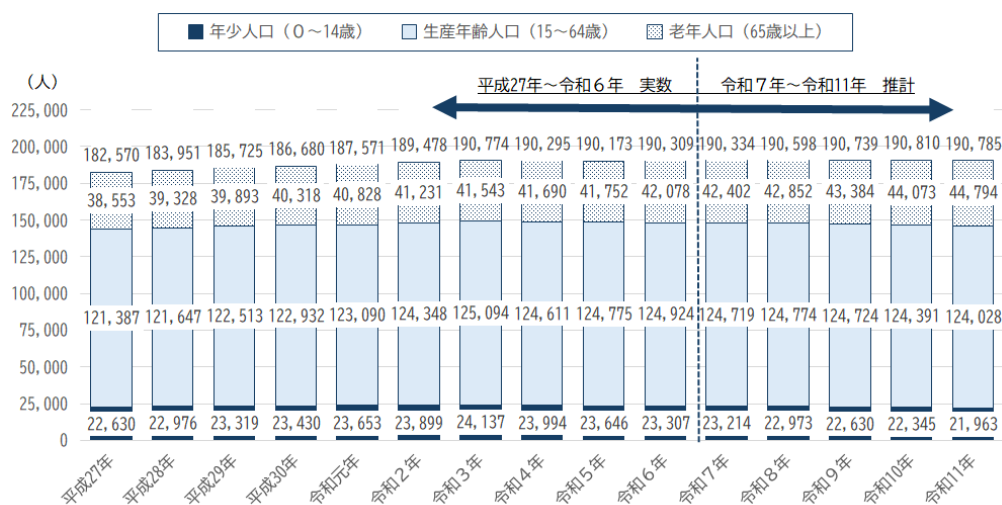
2020（令和2）年12月に厚生労働省は「新子育て安心プラン」を公表しました。同プランでは、2021（令和3）年度から2024（令和6）年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することにより、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性（25～44歳）の就業率の上昇に対応することを目的としています。

また、保育の受け皿の整備のほか、地域の特性に応じた支援、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を柱として取り組むこととされました。

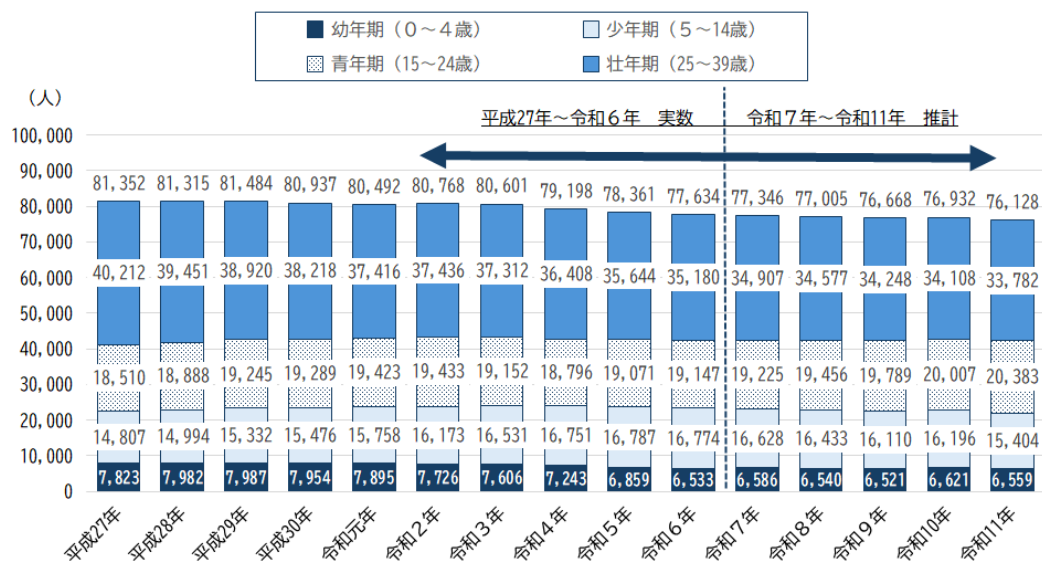
(2) 三鷹市の子ども・子育て支援の状況

三鷹市の総人口は、2004（平成16）年までは16万人台で推移してきましたが、近年増加傾向にあり、2013（平成25）年に18万人、2021（令和3）年には19万人を超え、2024（令和6）年4月現在では190,309人となっています。児童人口（0歳から18歳）については、全国的な少子化傾向にあるなか、三鷹市においても2021（令和3）年より減少傾向となっており、今後も減少していくことが見込まれます。

【三鷹市の総人口の推移】



【三鷹市子ども・若者人口の推移】



※子ども総合計画における人口推計は、第5次三鷹市基本計画とは異なる数値を使用しており、子ども総合計画独自の推計となります。

市では、次世代育成支援施策の総合的指針である「三鷹市子育て支援ビジョン」(2009(平成21)年3月)や、2015(平成27)年度から施行された「子ども・子育て支援法」に基づく第1期計画(2015(平成27)年3月)、第2期計画(2020(令和2)年3月)を策定し、全ての子どもの健やかな「育ち」を地域全体で支える「子ども支援」と「子育て支援」の取組を進めてきました。

特に、共働き家庭が増えたことによる保育園の入園希望者の増加に対応するため、私立認可保育園の開設支援を中心に、2003(平成15)年度から2023(令和5)年4月までの20年間で約2,650人の保育定員を拡充してきました。学童保育所についても、入所希望者が増加していることから、学童保育所の新規開設のほか、小・中学校の施設を利用した定員拡充や夏季休業中限定短期入所等の対応を図りました。

その結果、2022(令和4)年に保育園及び学童保育所について、国の定義上の待機児童は解消しました。

一方で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、身近に子育てのモデルや頼れる存在がいない環境を背景にして、子育て家庭の孤立化に起因する子どもへの虐待や親の育児不安、ヤングケアラー等が深刻な社会問題となっています。

三鷹市はこれまでも、親子の居場所や身近な相談の場として、親子ひろばや子育てステーション(利用者支援事業による相談窓口)の拡充に取り組むとともに、多様な子育てニーズへの対応や負担軽減のため、保育園、学童保育所における医療的ケア児の受入れ拡充、ベビーシッター利用者支援事業、ヤングケアラー支援体制の整備、一時預かり事業等の充実も図ってきました。

また、「児童福祉法」の改正を受けて組織改正を行い、2024（令和6）年4月からは子ども家庭課を新設するとともに、「子ども家庭センター」を設け、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援のための組織体制を構築するために、指揮命令系統の一元化及び組織全体の責任者であるセンター長や一体的支援の調整役としての統括支援員の配置を行いました。

今後も、子ども・子育て支援ニーズに則した支援を着実に対象者へ届けるとともに、親子の愛着関係を基盤とした子どもの健やかな育ちを、地域全体で支える子ども・子育て支援の充実を図ります。

(3) 計画の策定体制

今回の子ども総合計画の策定に当たっては、第2期計画の評価・検証結果を踏まえるとともに、2023（令和5）年9～12月に実施した「子育て支援ニーズ調査」及び「子育てに関する生活実態調査」の結果（第3部に概要を掲載）から、地域の子育て世帯のニーズや生活課題等を把握し、今後必要とされる施策等を子ども総合計画に盛り込むよう検討を行いました。

また、「三鷹市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援に関する幅広い協議を実施し、計画の基本理念や施策について検討しました。

更に、2021（令和3）年4月に設置された「市民参加でまちづくり協議会～Machikoe（マチコエ）～」からの政策提案を踏まえるとともに、2024（令和6）年12月～2025（令和7）年1月にパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取・集約したうえで計画を策定しました。

2 基本方針

子どもの最善の利益を追求し、全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会の実現を目指し、4つの基本方針を定め、施策を総合的に展開することとしました。

4つの基本方針

- I 子どもを主体とした子ども施策の推進
- II 全ての子どもが幸せに育つことができるための支援
- III 子どもの可能性を引き出す環境等の充実
- IV 子ども・若者が健やかに成長し、生活できるための支援

なお、子ども・子育て支援ビジョンにおいて定めている目指す子ども像については、引き続き、三鷹市の保育現場で目指していきます。

「夢を持ち、明日に向かって行動し、友だちと共感できる子ども」
～心豊かな体験の中で、未来をつくり出す力と人間力の基礎を作る～

- ・心も体も健康で情緒の安定した子ども
～元気にあそぶ～
- ・自然を大切にするとともに、他者との信頼関係が結べる社会力（社会性）のある子ども
～仲間とあそぶ～
- ・自分の思いを責任を持って主張をしたり、自分の気持ちを調整する力のある子ども
～ルールのある中であそぶ～
- ・豊かな感性や思考力、創造力をもつ子ども
～豊かな発想を持ちあそぶ～
- ・様々なあそびをとおして、自分から意欲的に環境に働きかけるとともに、自然に親しみ地域社会と交流する子ども
～まわりにある環境に自らかかわってあそぶ～

第3部 子育て支援ニーズ調査及び子育てに関する生活実態調査の結果等を踏まえた考察

第3部 子育て支援ニーズ調査及び子育てに関する生活実態調査の結果等を踏まえた考察

子ども総合計画の策定にあたり、地域の子育て世帯のニーズを的確に把握するため、未就学児保護者等に対するアンケート調査（「子育て支援ニーズ調査」）を実施しました。

また、子育て支援ニーズ調査に加えて、子育て世帯の生活実態を多角的に把握するための調査（「子育てに関する生活実態調査」）を実施しました。

それぞれの調査結果等から、三鷹市の現状や課題等を整理しました。

1 調査の概要

<子育て支援ニーズ調査>

社会状況や子育て環境の変化による子育て家庭の現状把握や子育て支援に対する要望・意見を把握するため、以下の調査を実施しました。

種類・対象	方法	実施時期
① 未就学児保護者	0歳から5歳の子どもがいる2,000世帯を抽出し、郵送配布・郵送回収	2023（令和5）年 11月～12月
② 小学2年生保護者	小学2年生に学校で配布し、各家庭で回答の上、学校にて回収	
③ 小学4年生保護者	小学4年生に学校で配布し、各家庭で回答の上、学校にて回収	

<子育てに関する生活実態調査>

三鷹市の子どもや子育て世帯がどのような生活困難を抱え、どのような支援を必要としているかの変化を把握するため、以下の調査を実施しました。

種類・対象	方法	実施時期
① 小学生調査	小学5年生を対象に、学校で教育用タブレットパソコンを活用し、Webアンケートフォームから子ども自身が回答	2023（令和5）年 9月～11月
② 中学生調査	中学2年生を対象に、学校で教育用タブレットパソコンを活用し、Webアンケートフォームから子ども自身が回答	
③ 保護者調査	上記①・②の調査実施時に児童・生徒に配布。各家庭で回答の上学校にて回収	
④ 児童扶養手当受給世帯調査	18歳未満の子どもがいる児童扶養手当受給世帯の保護者に対し、郵送にて配布・回収	2023（令和5）年 9月～11月

⑤ 保護者調査（私立学校）	私立小学5年生・私立中学生2年生の三鷹市在住の小学5年生・中学2年生の子どもと保護者に対し、市ホームページで告知し、スマートフォン、パソコンなどで Web アンケートフォームから回答	月
⑥ 関係機関調査	地域の子育て支援にかかわる様々な関係機関を対象とし、郵送や電子メールにて調査票を配布・回収	2023（令和5）年 12月

2 調査結果を踏まえた考察

2023（令和5）年度に実施した「子育て支援ニーズ調査」と「子育てに関する生活実態調査」の結果から、今後重要と考えられる施策等について考察しました。

(1) 子育て支援ニーズ調査における考察

ア 前回調査（2018（平成30）年）と比較して、働き方や祖父母をはじめとする周囲との関わり方など子育て世代を取り巻く環境に変化が見られます。子育て支援事業の更なる充実を図る等、多様な保育ニーズに対応できるよう施設・事業を整備していく必要があります。

イ 子育てに関する情報共有や相談についてのニーズがあるため、保護者が必要とする情報提供に努めるほか、既存の相談機関に加えて保育園や幼稚園とも連携した地域ぐるみの相談支援体制の強化や新たな相談手法を検討する必要があります。

ウ 小学校低学年時は、公立の学童保育所に対するニーズが高いことから、引き続き学童保育所での定員確保に努める必要があります。

エ 小学校高学年の児童については、過半数の児童が地域子どもクラブへの参加意向を持っており、友人、異学年児童との交流や運動を通じた身体的能力の向上を求める割合が高くなっています。そのため、地域子どもクラブを拡充するとともに、地域における子どもの居場所づくりの取組を推進していく必要があります。

(2) 子育てに関する生活実態調査における考察

ア 小・中学生の保護者調査の結果と比較すると、児童扶養手当受給世帯は金銭的な理由から子どもとの体験活動や習い事などを抑制している状況が見られ、保護者の子どもへの進学期待についても「大学またはそれ以上」の回答が低い割合となっています。そのため、親の経済状況や家庭環境等に影響を受けることなく子どもの学習環境の確保や多様な体験活動の機会の創出が求められます。

イ 児童扶養手当受給世帯では、保護者が神経過敏や気分の落ち込みを感じる割合や、嗜好・依存傾向がやや高い傾向にあることから、包括的な相談支援体制の強化が必要です。

ウ 前回調査（2018（平成30）年）と比較して、ゲーム機で遊んだり、スマートフォンなどでインターネット（SNS、YouTube など）を見る時間が長くなっている傾向があることから、子ども同士でのトラブルや犯罪被害のリスクを回避するために、スマートフォンや SNS の適切な利用に向けた対策が必要です。

エ 子育てにかかわる関係機関調査では、子どもの権利擁護の重要性についての回答が見られたことから、「こども基本法」や「こども大綱」に則り、子どもの意見表明の機会を設定するとともに、虐待やヤングケアラー等といった様々な課題においても、子どもの権利が尊重される地域づくり、組織体制の強化を推進していく必要があります。

オ 新型コロナウイルス感染症拡大前と比較して精神的なイライラや不安を感じる等、保護者・子どもの両方に影響が見られたため、今後、長引く感染症のような危機的局面への対応策を想定しておく必要があります。

第4部 計画期間におけるニーズの見込み及び 確保方策

第4部 計画期間におけるニーズの見込み及び確保方策

1 ニーズの見込み及び確保方策を定める趣旨

本計画に含有している子ども・子育て支援事業計画においては、地域のニーズを踏まえ教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズの見込みと、それに対する提供体制の確保の内容及びその実施時期について定めることとされています。

ニーズ調査等により教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、将来的な利用希望を見込んだうえでニーズの見込みを推計し、それに対応する具体的な確保方策を設定して計画的な整備を推進します。三鷹市においても国の算出方法を基礎として、ニーズ量を算出しています。

ニーズの見込みと確保方策の基本的な考え方

ニーズ調査による需要量の把握（現在の利用状況＋利用希望）



三鷹市子ども総合計画（三鷹市子ども・子育て支援事業計画）の策定
「ニーズの見込み」、「確保方策」

計画的な整備



子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業
（認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育や各種子育て支援事業）

子ども・子育て支援法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

- 市町村子ども・子育て支援事業計画において定める事項（ニーズの見込み関係）
 - ①教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

2 教育・保育提供区域の設定

三鷹市は、地域の教育・保育利用状況や教育・保育を提供するための施設の整備状況など勘案すると、多少の地域的な待機児童のばらつきはあるものの、待機児童の解消施策としては市域全体で取り組む必要性があることから、第1期計画及び第2期計画と同様に、教育・保育の提供区域として三鷹市全体を1つの区域に設定します。

3 幼児期の教育・保育のニーズの見込み及び確保方策

(1) ニーズの見込みの設定区分

小学校就学前の施設として、認定こども園、幼稚園、保育園等の幼児期の教育・保育のニーズの見込みについては、子育て支援ニーズ調査の結果を基に、計画期間中の年度ごとの「ニーズの見込み」を定めます。設定する区分としては、保育の必要性の有無等により以下の区分を設けます。設定区分のうち2号認定(3歳から5歳児)については、特に幼児期の教育(幼稚園)の希望があるかどうかで2区分の設定とします。

区分		利用家庭	利用する施設
1号 (3歳から5歳児)	教育標準時間認定	専業主婦(夫)家庭、 就労短時間家庭	認定こども園(短時間)・ 幼稚園
2号 (3歳から5歳児)	保育認定①	就労家庭等で幼稚園利用 の家庭	幼稚園
	保育認定②	就労、介護・看護や就学等 で保育を必要とする家庭	認定こども園(長時間)・ 保育園
3号 (0歳から2歳児)	保育認定③	就労、介護・看護や就学等 で保育を必要とする家庭	認定こども園(長時間)・ 保育園・地域型保育

(2) 確保方策の施設区分

計画期間中の年度ごとの「ニーズの見込み」に対する教育・保育の提供体制の確保内容（確保方策）を定めます。確保方策の施設区分としては、児童の年齢や保育の必要性の有無等により以下の区分となります。

区分	該当する施設
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園（新制度園）、保育園
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育
認可外保育施設等	私学助成を受ける幼稚園、認証保育所、企業主導型保育、幼稚園預かり保育、定期利用保育

(3) 計画期間におけるニーズの見込み及び確保方策

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間の計画期間における、教育・保育のニーズの見込み及び確保方策については、下表のとおりです。

年度・区分 ニーズ・確保方策	2024年度（令和6年度）【実績】						2025年度（令和7年度）						
	1号認定 (3-5歳児)	2号認定(3-5歳児)		3号認定(0-2歳児)			1号認定 (3-5歳児)	2号認定(3-5歳児)		3号認定(0-2歳児)			
		幼稚園 利用	その他	0歳児	1・2 歳児	計		幼稚園 利用	その他	0歳児	1・2 歳児	計	
①ニーズの見込み A	1,049人	566人					1,045人	534人					
		2,497人	326人	1,730人	2,056人			2,314人	338人	1,620人	1,958人		
		1,615人						1,579人					
②確保方策	【特定教育・保育施設】												
	認定こども園	84人	70人				84人	70人					
	幼稚園（新制度園）	490人					682人						
	保育園		2,337人	275人	1,411人	1,686人		2,330人	275人	1,400人	1,675人		
	計 a	574人	2,407人	275人	1,411人	1,686人	766人	2,400人	275人	1,400人	1,675人		
	【特定地域型保育事業】												
	小規模保育			2人	17人	19人				2人	17人	19人	
	家庭的保育			2人	15人	17人				5人	19人	24人	
	事業所内保育			2人	9人	11人							
	計 b			6人	41人	47人				7人	36人	43人	
	【認可外保育施設等】												
	幼稚園（私学助成園）	1,041人					887人						
	認証保育所		71人	37人	153人	190人		65人	50人	140人	190人		
	企業主導型保育事業(地域枠)		19人	8人	120人	128人		17人	10人	118人	128人		
	幼稚園預かり保育												
	定期利用保育				5人	5人					20人	20人	
	計 c	1,041人	90人	45人	278人	323人	887人	82人	60人	278人	338人		
	確保方策 合計 B(a+b+c)	1,615人	2,497人	326人	1,730人	2,056人	1,653人	2,482人	342人	1,714人	2,056人		
	③過不足数 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人	74人	168人	4人	94人	98人		

年度・区分 ニーズ・確保方策	2026年度（令和8年度）						2027年度（令和9年度）						
	1号認定 (3-5歳児)	2号認定(3-5歳児)		3号認定(0-2歳児)			1号認定 (3-5歳児)	2号認定(3-5歳児)		3号認定(0-2歳児)			
		幼稚園 利用	その他	0歳児	1・2 歳児	計		幼稚園 利用	その他	0歳児	1・2 歳児	計	
①ニーズの見込み A	1,023人	510人					1,009人	508人					
	1,533人		2,208人	334人	1,634人	1,968人	1,517人		2,201人	333人	1,619人	1,952人	
②確保方策	【特定教育・保育施設】												
	認定こども園		84人	70人				89人		70人			
	幼稚園（新制度園）		682人					682人					
	保育園			2,330人	275人	1,400人	1,675人		2,330人	275人	1,400人	1,675人	
	計 a		766人	2,400人	275人	1,400人	1,675人	771人	2,400人	275人	1,400人	1,675人	
	【特定地域型保育事業】												
	小規模保育				2人	17人	19人			2人	17人	19人	
	家庭的保育				4人	16人	20人			3人	12人	15人	
	事業所内保育												
	計 b				6人	33人	39人			5人	29人	34人	
	【認可外保育施設等】												
	幼稚園（私学助成園）		887人					887人					
	認証保育所			65人	50人	140人	190人		65人	50人	140人	190人	
	企業主導型保育事業(地域枠)			17人	10人	118人	128人		17人	10人	118人	128人	
	幼稚園預かり保育												
	定期利用保育					20人	20人				20人	20人	
	計 c		887人	82人	60人	278人	338人	887人	82人	60人	278人	338人	
	確保方策 合計 B(a+b+c)		1,653人	2,482人	341人	1,711人	2,052人	1,658人	2,482人	340人	1,707人	2,047人	
	③過不足数 (B-A)		120人	274人	7人	77人	84人	141人	281人	7人	88人	95人	

年度・区分 ニーズ・確保方策	2028年度（令和10年度）						2029年度（令和11年度）					
	1号認定 (3-5歳児)	2号認定(3-5歳児)		3号認定(0-2歳児)			1号認定 (3-5歳児)	2号認定(3-5歳児)		3号認定(0-2歳児)		
		幼稚園 利用	その他	0歳児	1・2 歳児	計		幼稚園 利用	その他	0歳児	1・2 歳児	計
①ニーズの見込み A	1,010人	509人					1,013人	504人				
		1,519人	2,203人	332人	1,609人	1,941人		1,517人	2,219人	333人	1,594人	1,927人
②確保方策	【特定教育・保育施設】											
	認定こども園	89人	70人				89人	70人				
	幼稚園（新制度園）	682人					682人					
	保育園		2,330人	275人	1,400人	1,675人		2,330人	275人	1,400人	1,675人	
	計 a	771人	2,400人	275人	1,400人	1,675人	771人	2,400人	275人	1,400人	1,675人	
	【特定地域型保育事業】											
	小規模保育			2人	17人	19人			2人	17人	19人	
	家庭的保育			3人	12人	15人			3人	12人	15人	
	事業所内保育											
	計 b			5人	29人	34人			5人	29人	34人	
	【認可外保育施設等】											
	幼稚園（私学助成園）	887人					887人					
	認証保育所		65人	50人	140人	190人		65人	50人	140人	190人	
	企業主導型保育事業(地域枠)		17人	10人	118人	128人		17人	10人	118人	128人	
	幼稚園預かり保育											
	定期利用保育				20人	20人				20人	20人	
	計 c	887人	82人	60人	278人	338人	887人	82人	60人	278人	338人	
確保方策 合計 B(a+b+c)	1,658人	2,482人	340人	1,707人	2,047人	1,658人	2,482人	340人	1,707人	2,047人		
③過不足数 (B-A)	139人	279人	8人	98人	106人	141人	263人	7人	113人	120人		

(4) 保育施設の保育利用率

教育・保育施設のうち保育施設については、就学前児童数全体に占める保育施設利用定員数の割合（保育利用率）を定め、今後はその達成状況等を検証していきます。

	2025（令和7）年度				
	0歳	1・2歳	3～5歳	0～2歳計	0～5歳計
就学前児童数 A	1,259人	2,577人	4,170人	3,836人	8,006人
確保数 B	342人	1,714人	2,566人	2,056人	4,622人
保育利用率B÷A	27.2%	66.5%	61.5%	53.6%	57.7%
	2026（令和8）年度				
	0歳	1・2歳	3～5歳	0～2歳計	0～5歳計
就学前児童数 A	1,248人	2,714人	3,979人	3,962人	7,941人
確保数 B	341人	1,711人	2,569人	2,052人	4,621人
保育利用率B÷A	27.3%	63.0%	64.6%	51.8%	58.2%
	2027（令和9）年度				
	0歳	1・2歳	3～5歳	0～2歳計	0～5歳計
就学前児童数 A	1,244人	2,674人	3,966人	3,918人	7,884人
確保数 B	340人	1,707人	2,571人	2,047人	4,618人
保育利用率B÷A	27.3%	63.8%	64.8%	52.2%	58.6%
	2028（令和10）年度				
	0歳	1・2歳	3～5歳	0～2歳計	0～5歳計
就学前児童数 A	1,241人	2,640人	3,969人	3,881人	7,850人
確保数 B	340人	1,707人	2,571人	2,047人	4,618人
保育利用率B÷A	27.4%	64.7%	64.8%	52.7%	58.8%
	2029（令和11）年度				
	0歳	1・2歳	3～5歳	0～2歳計	0～5歳計
就学前児童数 A	1,243人	2,616人	4,089人	3,859人	7,948人
確保数 B	340人	1,707人	2,571人	2,047人	4,618人
保育利用率B÷A	27.3%	65.3%	62.9%	53.0%	58.1%

4 地域子ども・子育て支援事業のニーズの見込み及び確保方策

(1) ニーズの見込みを定める事業区分

地域の実情に応じて実施する様々な地域子ども・子育て支援事業について、子育て支援ニーズ調査の結果を基に、計画期間中の年度ごと、事業ごとの「ニーズの見込み」を定めます。「ニーズの見込み」を定める必要がある地域子ども・子育て支援事業は、下表に掲げている17事業となります。

	該当する本市事業	地域子ども・子育て支援事業
ア	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業
イ	子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業（新規）
ウ	親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業（新規）
エ	児童育成支援拠点事業（検討）	児童育成支援拠点事業（新規）
オ	子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	子育て短期支援事業
カ	妊婦健康診査	妊婦健診
キ	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業（新規）
ク	産後ケア事業	産後ケア事業（新規）
ケ	教育・保育施設における延長保育事業	時間外保育事業
コ	病児保育事業	病児・病後児保育事業
サ	親子ひろば事業	地域子育て支援拠点事業
シ	子ども家庭支援センター等における子育てステーション（相談窓口）事業	利用者支援事業
ス	・一時保育 ・幼稚園における預かり保育	一時預かり事業
セ	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業
ソ	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	乳児家庭全戸訪問事業
タ	こども誰でも通園制度	乳児等通園支援事業（新規）
チ	学童保育事業	放課後児童健全育成事業

(2) 計画期間におけるニーズの見込み及び確保方策

ア 養育支援訪問事業

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①ニーズの見込み A	160人	160人	160人	160人	160人
②確保方策 B	160人	160人	160人	160人	160人
③過不足数 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

要保護児童対策地域協議会において養育支援が特に必要であると認められる家庭に対し、保健師・社会福祉士・保育士などの専門相談員が家庭を訪問し、子育てに関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

なお、2023（令和5）年度まで、養育支援訪問事業の中に専門相談員による訪問とヘルパーによる育児・家事援助が含まれて実施していましたが、「児童福祉法」の改正により、2024（令和6）年度からヘルパー等による育児・家事援助については、子育て世帯訪問支援事業として実施することになりました。

イ （新規）子育て世帯訪問支援事業

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①ニーズの見込み A	78人日	78人日	78人日	78人日	78人日
②確保方策 B	78人日	78人日	78人日	78人日	78人日
③過不足数 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

養育が困難な家庭で、要保護児童対策地域協議会において保護者の養育を支援することが必要と認められる家庭に訪問支援員（ヘルパー）が訪問し、家事支援や育児・養育支援、子育てに関する不安や悩みの傾聴・相談・助言などを行います。

なお、本事業は、「児童福祉法」の改正により2024（令和6）年度から子育て世帯訪問支援事業として実施していますが、2023（令和5）年度までは養育支援訪問事業の中のヘルパーによる育児・家事援助として実施していました。

ウ (新規) 親子関係形成支援事業

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①ニーズの見込み A	10人	10人	10人	20人	20人
②確保方策 B	10人	10人	10人	20人	20人
③過不足数 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその子どもに対し、親子の関係性や子どもの発達に応じた関わり方などについての講義やグループワークなどを実施します。

本事業は、「児童福祉法」の改正により2024(令和6)年度から市区町村において計画的整備を行うよう新設された事業で、市では2025(令和7)年度からの事業実施を計画しています。

エ (新規) 児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所がない子どもに対して、子どもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供などを行うとともに、子どもや家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の子どもの状況に応じた支援を包括的に提供します。

本事業は、「児童福祉法」の改正により2024(令和6)年度から市区町村において計画的整備を行うよう新設された事業のため、事業実施について検討していきます。

オ 子育て短期支援事業

子どもショートステイ事業

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①ニーズの見込み A	136人日	136人日	136人日	136人日	136人日
②確保方策 B	160人日	160人日	160人日	160人日	160人日
③過不足数 (B-A)	24人日	24人日	24人日	24人日	24人日

トワイライトステイ事業

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①ニーズの見込み A	920人日	920人日	920人日	920人日	920人日
②確保方策 B	1,100人日	1,100人日	1,100人日	1,100人日	1,100人日
③過不足数 (B-A)	180人日	180人日	180人日	180人日	180人日

子どもショートステイ事業では、保護者が疾病・出産などで入院したり、冠婚葬祭・出張などの社会的にやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、子ども自身が家庭と一時的に離れることを希望する場合に、児童養護施設において宿泊を伴う養育を行います。

トワイライトステイ事業では、保護者が仕事等で平日の夜間または休日の日中に不在の場合や保護者が疾病・出産などで入院したり、冠婚葬祭などの社会的にやむを得ない理由により家庭において子どもを保育することが一時的に困難となった場合に、トワイライトステイ実施施設において最長で午後 10 時までの保育を行います。

カ 妊婦健康診査（妊婦健診）

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①ニーズの見込み A	1,248 人	1,244 人	1,241 人	1,243 人	1,243 人
②確保方策 B	■実施場所 都内産婦人科/助産院 ■検査項目 ①妊婦健康診査 (体重、血圧、尿検査、血液検査など) ②超音波検査 ③子宮頸がん検査 ■実施時期 ①23 週まで 4 週に 1 回 (最大 4 回) ②24 週から 35 週 2 週に 1 回 (最大 6 回) ③36 週以降 毎週 1 回 (最大 4 回)	■実施場所 都内産婦人科/助産院 ■検査項目 ①妊婦健康診査 (体重、血圧、尿検査、血液検査など) ②超音波検査 ③子宮頸がん検査 ■実施時期 ①23 週まで 4 週に 1 回 (最大 4 回) ②24 週から 35 週 2 週に 1 回 (最大 6 回) ③36 週以降 毎週 1 回 (最大 4 回)	■実施場所 都内産婦人科/助産院 ■検査項目 ①妊婦健康診査 (体重、血圧、尿検査、血液検査など) ②超音波検査 ③子宮頸がん検査 ■実施時期 ①23 週まで 4 週に 1 回 (最大 4 回) ②24 週から 35 週 2 週に 1 回 (最大 6 回) ③36 週以降 毎週 1 回 (最大 4 回)	■実施場所 都内産婦人科/助産院 ■検査項目 ①妊婦健康診査 (体重、血圧、尿検査、血液検査など) ②超音波検査 ③子宮頸がん検査 ■実施時期 ①23 週まで 4 週に 1 回 (最大 4 回) ②24 週から 35 週 2 週に 1 回 (最大 6 回) ③36 週以降 毎週 1 回 (最大 4 回)	■実施場所 都内産婦人科/助産院 ■検査項目 ①妊婦健康診査 (体重、血圧、尿検査、血液検査など) ②超音波検査 ③子宮頸がん検査 ■実施時期 ①23 週まで 4 週に 1 回 (最大 4 回) ②24 週から 35 週 2 週に 1 回 (最大 6 回) ③36 週以降 毎週 1 回 (最大 4 回)

母体や胎児の健康の保持・増進及び経済的負担を軽減するための事業で、妊婦に必要な健康診査を都内医療機関へ委託し実施します。母子健康手帳発行の際に、妊婦健康診査（14 回分）、超音波検査（4 回分）、子宮頸がん検診（1 回分）、更に市内医療機関で利用できる妊婦歯科健康診査（1 回分）の受診票を交付します。

また、里帰り出産等において都外で妊婦健康診査を受診した場合には、費用の一部を助成する償還払いを実施します。

キ (新規) 妊婦等包括相談支援事業

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①ニーズの見込み A	■ 妊娠届出数 1,259件 ■ 1組当たり面 談回数3回 ■ 面談実施合計 回数3,777回	■ 妊娠届出数 1,248件 ■ 1組当たり面 談回数3回 ■ 面談実施合計 回数3,744回	■ 妊娠届出数 1,244件 ■ 1組当たり面 談回数3回 ■ 面談実施合計 回数3,732回	■ 妊娠届出数 1,241件 ■ 1組当たり面 談回数3回 ■ 面談実施合計 回数3,723回	■ 妊娠届出数 1,243件 ■ 1組当たり面 談回数3回 ■ 面談実施合計 回数3,729回
②確保方策 B	■ 子ども家庭セ ンター 3,777回	■ 子ども家庭セ ンター 3,744回	■ 子ども家庭セ ンター 3,732回	■ 子ども家庭セ ンター 3,723回	■ 子ども家庭セ ンター 3,729回
③過不足数 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

ク (新規) 産後ケア事業

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①ニーズの見込み A	1,201人日	1,306人日	1,421人日	1,421人日	1,421人日
②確保方策 B	1,201人日	1,306人日	1,421人日	1,421人日	1,421人日
③過不足数 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

産後1年以内の母子に対して、心身の相談や休息、育児の相談等を行い、産後の心と体の回復や安心して子育てができるための支援を行います。「宿泊型」、「デイサービス型」、「アウトリーチ型」からご希望に合わせて利用でき、誰もが利用しやすいように減免制度を適用し経済的支援も行います。

ケ 教育・保育施設における延長保育事業（時間外保育事業）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①ニーズの見込み A	1,321人	1,310人	1,301人	1,295人	1,311人
②確保方策 B	1,321人	1,310人	1,301人	1,295人	1,311人
③過不足数 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

基本保育時間以外で保育施設に入所している児童の保育を実施する事業です。認可保育所全園で実施しているほか、認定こども園や小規模保育事業所等でも実施しています。

コ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①ニーズの見込み A	863人日	856人日	850人日	846人日	849人日
②確保方策 B	1,900人日	1,900人日	1,900人日	1,900人日	1,900人日
③過不足数 (B-A)	1,037人	1,044人	1,050人	1,054人	1,051人

入院の必要は無い程度の病気又は病気の回復期にあつて、保育園等を休まなければならない児童を一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する事業です。市内2か所の施設に病児保育を委託しており、市内在住の生後4か月から小学校就学前までの児童が利用できます。

サ 親子ひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①ニーズの見込み A	119,859人回	123,792人回	122,410人回	121,242人回	120,568人回
②確保方策 B	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所

親子ひろばは、主に乳幼児を持つ地域の子育て家庭を支援するための場所で、子どもや親同士が気軽に集い、和やかな雰囲気の中で語り合うことができます。

また、親子ひろばでは、施設ごとに月1回程度、育児講座などを開催しています。

シ 子ども家庭支援センター等における子育てステーション（相談窓口）事業
（利用者支援事業）

		2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
基本型・ 特定型	①ニーズの見込み A	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所
	②確保方策 B	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所
センター型 こども家庭	①ニーズの見込み A	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	②確保方策 B	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

地域社会で子どもとその保護者が利用しやすい教育・保育・保健などの子育て支援を提供するために行われる支援です。

基本型は、日常的な相談を受け、子育て支援に関する情報、子育て支援サービスや保育所の利用について助言支援を行います。

特定型は、主に待機児童の解消を目的とし、市窓口において保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように相談支援を行います。

こども家庭センター型は、母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に、妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談支援を行います。

ス 一時預かり事業

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
幼稚園（1号認定）						
	①ニーズの見込み A	70,787人日	67,544人日	67,325人日	67,364人日	69,408人日
	②確保方策 B	70,787人日	67,544人日	67,325人日	67,364人日	69,408人日
	③過不足数（B-A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
幼稚園（2号認定）						
	①ニーズの見込み A	42,948人日	40,981人日	40,848人日	40,872人日	42,112人日
	②確保方策 B	42,948人日	40,981人日	40,848人日	40,872人日	42,112人日
	③過不足数（B-A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
一時預かり事業（幼稚園以外）						
	①ニーズの見込み A	10,702人日	10,212人日	10,179人日	10,185人日	10,494人日
	②確保方策 B	10,702人日	10,212人日	10,179人日	10,185人日	10,494人日
	③過不足数（B-A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

一時預かり事業（幼稚園）は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中において、在園児を一時的に預かる事業です。市内の私立幼稚園15園（幼稚園型認定こども園を含む。）全てで預かり保育を実施しています。

一時預かり事業（幼稚園以外）は、通院や仕事等で一時的に保育できないときやリフレッシュしたいときなど、理由を問わず利用できます。

セ ファミリー・サポート・センター事業

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①ニーズの見込み A		4,328人日	4,328人日	4,328人日	4,328人日	4,328人日
②確保方策 B		5,000人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日
③過不足数（B-A）		672人日	672人日	672人日	672人日	672人日

子どもの送迎や預かりなど子育ての「援助を受けたい人（利用会員）」と「援助ができる人（援助会員）」がそれぞれ会員登録し、会員同士で支えあう相互援助活動です。

市は、相互援助活動のための相談対応やマッチング、援助会員の育成やサポートを行っています。

ソ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①ニーズの見込み A	1,259人	1,248人	1,244人	1,241人	1,243人
②確保方策 B	■実施体制 112人 ■実施機関 子ども家庭 支援センター ■委託団体 民生・児童委員	■実施体制 112人 ■実施機関 子ども家庭 支援センター ■委託団体 民生・児童委員	■実施体制 112人 ■実施機関 子ども家庭 支援センター ■委託団体 民生・児童委員	■実施体制 112人 ■実施機関 子ども家庭 支援センター ■委託団体 民生・児童委員	■実施体制 112人 ■実施機関 子ども家庭 支援センター ■委託団体 民生・児童委員

概ね生後4か月までの乳児のいる家庭を、地域の民生・児童委員が訪問し、子育て中の方が抱えている様々な不安や悩みを伺い、子育てに関する情報を案内するほか、お子さんの誕生を祝う「ブックスタート（はじめての絵本）事業」の絵本をお渡しします。また、支援が必要な家庭については、適切なサービスの提供につなげています。

タ （新規）こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度を創設します。令和7年度は東京都の補助制度を活用して「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を実施するとともに、令和8年度から国が本格実施を予定している「こども誰でも通園制度」を見据えた検討を行います。

チ 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
小学校1年生	ニーズの見込み a	913人	945人	975人	1,001人	1,006人
小学校2年生	ニーズの見込み b	833人	861人	889人	913人	917人
小学校3年生	ニーズの見込み c	699人	722人	746人	766人	769人
低学年合計	ニーズの見込み A (a + b + c)	2,445人	2,528人	2,610人	2,680人	2,692人
	確保方策 B	2,600人	2,600人	2,650人	2,700人	2,700人
	過不足数 (B - A)	155人	72人	40人	20人	8人
小学校4年生	ニーズの見込み d	179人	177人	172人	155人	175人
小学校5年生	ニーズの見込み e	72人	71人	69人	63人	71人
小学校6年生	ニーズの見込み f	63人	62人	60人	54人	61人
高学年合計	ニーズの見込み C (d + e + f)	314人	310人	302人	272人	307人
	確保方策 E	20人	30人	30人	30人	30人
	過不足数 (E - C)	▲ 294人	▲ 280人	▲ 272人	▲ 242人	▲ 277人
目標整備量	学童保育所数	43カ所	43カ所	44カ所	44カ所	44カ所
<参考>放課後子ども教室（地域子どもクラブ）						
実施校数		15校	15校	15校	15校	15校
放課後児童健全育成事業との「連携型」の実施校数		15校	15校	15校	15校	15校
放課後児童健全育成事業との「交流型」の実施校数		12校	12校	12校	12校	12校

学童保育所は、保護者が就労・病気等により家庭において十分な育成ができない場合に小学生の適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした施設です。

利用ニーズは増加傾向ですが、新たな施設整備や学校施設・民間賃貸物件の活用、教室等の機能転換など様々な手法により定員拡充を図り、待機児童数0人を継続していきます。高学年の児童については、地域子どもクラブの拡充の推進や多世代交流センターをはじめとした子どもの居場所づくりを充実させていくことで安全安心な居場所を確保していきます。

ツ 私立幼稚園等給食費補助金（実費徴収に係る補足給付を行う事業）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援施設である幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費（おかず、おやつ代等）について、費用の一部を助成する事業です。

ニーズ調査に基づき、量を見込むものではありませんので、対象者を適切に把握し、着実に事業を実施していきます。

テ 幼児施設補助金（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）

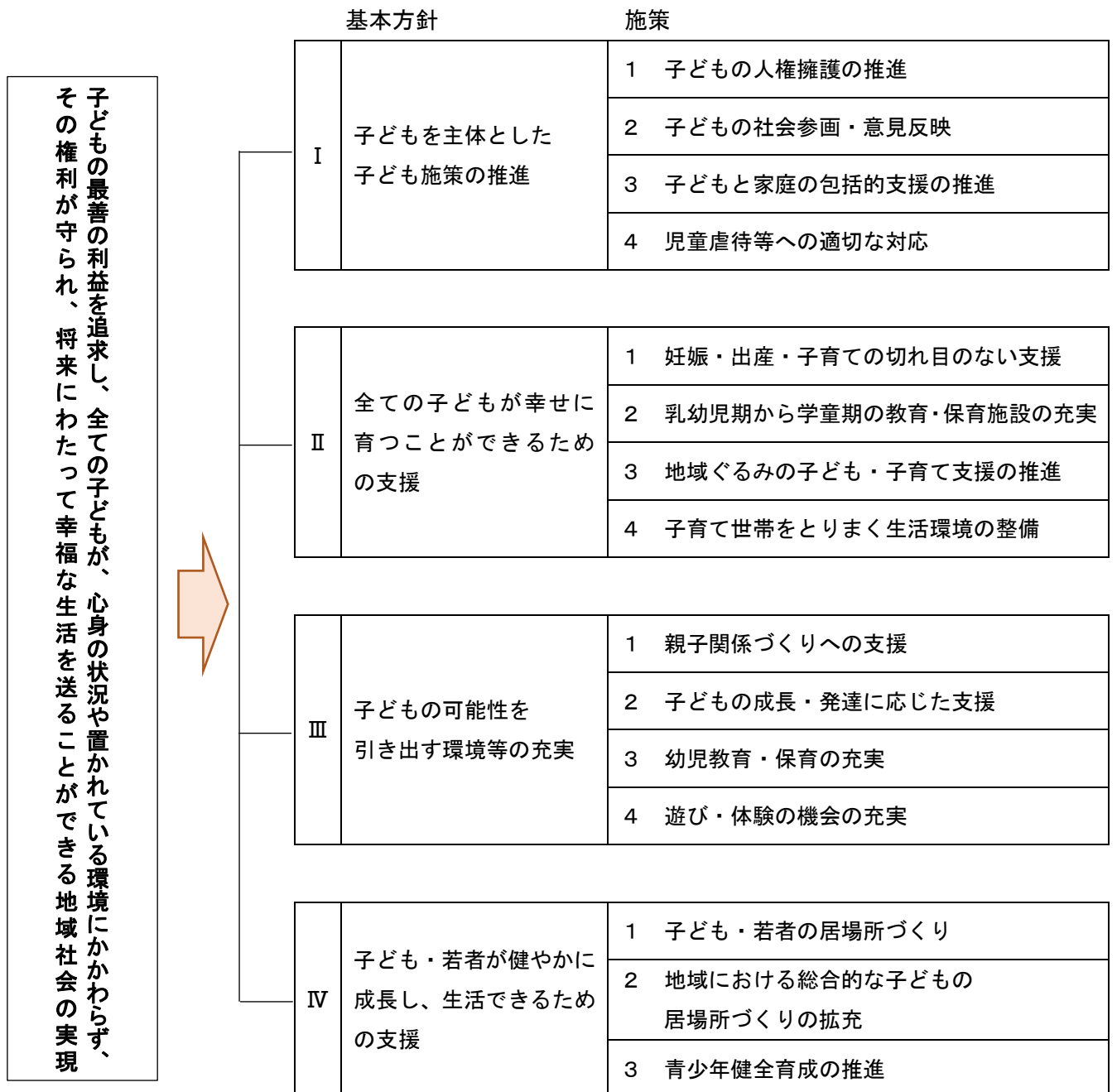
幼児教育・保育の無償化の対象とならないものの、地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業です。

ニーズ調査に基づき、量を見込むものではありませんので、対象者を適切に把握し、着実に事業を実施していきます。

第5部 計画の施策体系・事業の内容

第5部 計画の施策体系・事業の内容

計画の施策体系



I 子どもを主体とした子ども施策の推進

2023（令和5）年4月1日に施行された「こども基本法」では、日本国憲法及び「児童の権利に関する条約」の精神に則り、次代を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現するための基本理念及び子ども政策の基本事項が定められています。

三鷹市においても、子どもが権利を侵害されることなく幸せに過ごすことができるまちの実現を目指し、市が取り組むべき施策の基本となる事項を定める「（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例」を制定します。条例の制定に当たっては、市民への意識啓発や相談体制の整備など、子どもの人権擁護のための取組や子どもの社会参画・意見表明等の視点も含めて検討します。

また、全ての子どもが養育環境に影響されずに生き生きと自分らしく幸せに成長することができるよう、貧困や虐待、ヤングケアラー等の諸課題について、地域の関係機関等と連携して必要な支援を行います。

1 子どもの人権擁護の推進

(1) 子どもの権利に関する条例の制定

ア 「（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例」の制定

「人権を尊重するまち三鷹条例」、日本国憲法、「児童の権利に関する条約」、「子ども基本法」（2023（令和5）年4月施行）等の理念を踏まえ、子どもの基本的な人権を保障し、子どもが社会で幸せに暮らしていけることを目的とした「（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例」の制定に向けて取り組みます。

(2) 子どもの権利の意識啓発

ア 「（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例」及び「三鷹子ども憲章」に基づく意識啓発の実施

「（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例」及び「三鷹子ども憲章」に基づき、「子どもの尊厳が守られ、幸せに生きることができる権利」が保障され、子どもにとっての最善の利益が図られ、子どもが幸せに過ごすことができるまちを実現するとともに、三鷹の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、子どもから大人まで幅広く意識啓発に取り組みます。

イ CAPワークショップ（Child Assault Preventionの略で、子どもに対するあらゆる暴力を防ぐための子どもへの教育プログラム）の実施 市内小学校と協力し、子どもがいじめ・誘拐・虐待・性暴力などの様々な

暴力から自分を守る方法や、生まれながらに持っている基本的人権について分かりやすく学ぶためのワークショップ型の学習プログラムを実施します。

(3) 子どもの権利に関する相談体制の確保

ア 子ども自身が相談できる相談体制の充実

子ども自身が、自らの人権について侵害されていると感じたり、疑問を抱いたりしたとき、又はいじめや体罰、虐待といった様々な問題について、子ども自らが相談しやすい相談窓口の設置について検討します。

イ オンブズパーソン等の相談救済機関の設置の検討

子どもの権利侵害に係る救済機関として、オンブズパーソン等の相談救済機関の設置について、「(仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例」の制定とともに検討を進めます。

2 子どもの社会参画・意見反映

(1) 子どもの社会参画・意見表明の推進

ア 子どもの社会参画や意見表明の機会の充実

子どもが市政について考え、意見を表明し、主体的に参加できるよう、子どもに関する情報について、分かりやすい情報発信を行うとともに、子どもが活動に参加する団体や子どもの居場所となっている多世代交流センター等の拠点と連携し、地域における子どもの主体的な活動を促進するための取組について検討を進めます。

また、対面形式やアンケート等の多様な方法により幅広い子どもの意見を聴取する仕組みづくり及び子どもが安全・安心に意見を表明できる環境づくりに取り組みます。

イ 各年代の子どもの意見を反映した施策の実施

子どもから聴取した意見について内容を検討し、市の施策への反映に努めます。

また、市の施策への反映の検討プロセスや反映結果を適切なタイミング・方法でフィードバックし、子どもの社会参画への意識向上と更なる意見表明の促進へと繋げます。

3 子どもと家庭の包括的支援の推進

(1) 子どもや家庭が抱える複合的な課題に対する切れ目のない包括的な支援

ア 地域における包括的な支援体制の構築

包括的な相談支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域における支援体制の構築を行います。地域住民が抱える多様な課題に対して、断らない相談支援、参加支援、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に提供します。

イ 子育て世代包括支援会議の充実

妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく支援するための仕組みづくりを進めるとともに、全ての子どもと子育て家庭を包括的に支援するため、子ども家庭センターを核とした庁内関係部署で構成する子育て世代包括支援会議の充実を図ります。

ウ 不登校の子どもへの支援

不登校の対応として、児童・生徒や家庭の状況に応じて、学級担任が家庭訪問や面談を行ったり、スクールカウンセラーが面談を行ったりする等、児童・生徒が安心して登校できるよう様々な指導・助言を行うとともに、適応支援教室 A-Room を活用しながら対応します。

また、多世代交流センター等において、学校やスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携しながら保護者の相談対応や児童・生徒の学習スペースの提供、居場所の確保等に努め、多様な子どもの支援を行います。

エ 子ども政策・教育と医療機関との連携

不登校をはじめとした子どもや家庭が抱える複合的な課題に対して、子どもや保護者だけでなく、教員や保育施設等の職員からも相談を受ける等、子どもを所管する部門と教育委員会が医療や福祉の専門機関と連携し、地域できめ細かく対応する支援策の体制構築を検討します。

(2) 困難な状況にある子どもの相談・支援

ア ヤングケアラーへの支援

家族の介護や日常生活上の世話を過度に行うことで、子どもとしての健やかな成長・発達や自立に向けて必要な時間を奪われたり、負荷がかかっているヤングケアラーについて、子どもに関わる関係機関や周囲の人が早期に気づき、子ども本人と家族の思いを大切にしながら、子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を活用した支援につなげられるよう体制

を整備します。

また、特に支援が必要な家庭については、保健師等の専門相談支援員が訪問する養育支援訪問事業やヘルパーが家庭を訪問し家事等を支援することで家庭や養育環境を整える子育て世帯訪問支援事業を実施します。

イ 子どもの貧困対策

子どもの現在及び将来がその環境に左右されることがないように、子どもの貧困対策を包括的に推進します。親が離婚した場合でも子どもが健やかに成長できるよう、離婚を考えている方に養育費の取決めに関するリーフレット等を配付し、子どもの最善の利益にも配慮するよう啓発します。

また、離婚を考えている方の事情に合わせた相談や支援を行うとともに、養育費の取決めに関する助成事業を実施します。

更に、次世代育成支援の観点から、生活保護受給世帯の小学校から中学校の児童・生徒に対し、学習塾等の費用を支給し、在宅での学習環境を整え、本人及び世帯の自立を促進します。

そのほか、夏季休業中の野外活動等の参加費用等の各種経費を支給し、児童・生徒の健全育成を図ります。

ウ 子どもの自殺対策

子どもが困ったり、つらい気持ちになったときに、一人で抱えこまず相談できるよう、リーフレット等を配布し、子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、子どもの相談に寄り添い、関係機関と連携しながら問題解決に向けて支援を行います。

また、幼少期における貧困、虐待、いじめ等の体験は、この時期に形成されるべき自己肯定感を阻害することがあることから、こころの健康について正しい知識を普及します。

更に、2023（令和5）年3月に改定した自殺対策計画に基づき、子どもに関わる関係機関や周囲の人が自殺の危険を示すサインに早期に気付き、関係機関のネットワークによる支援につなげる他、子どもの生きがいや居場所づくり等、生きることの促進要因を増やし、生きるための包括的な支援として推進するとともに、関連部署・機関間で連携強化を図り、自殺予防に取り組みます。

エ いじめへの対応

「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図ります。

オ 日本語を母語としない子ども・家庭への支援

「日本語教育の推進に関する法律」に基づく施策の方向性を見据えながら、外国籍の児童・生徒に対する日本語習得支援の更なる充実を図ります。多言語による就学案内、就学援助制度等の的確な情報提供、入学後の学校生活への適応について、日本語指導員の派遣や、小・中学校児童・生徒日本語支援業務等支援を行います。

また、学校以外の居場所づくりとして、日本語の習得を支援する「子ども教室」の開催を通じて、外国につながるのある児童・生徒が楽しく充実した学校、地域生活を送るための支援を推進します。

4 児童虐待等への適切な対応

(1) 児童虐待防止対策の強化

ア 子ども家庭センターの円滑な運営

母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援及び妊産婦、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。支援の提供に当たっては、子ども家庭センターが中核となり、多職種によるアセスメントを行い、地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援となるよう配慮します。

また、児童虐待の未然防止に取り組むため、妊娠届時のアンケートなどで支援ニーズが高いと想定される対象者に対して、児童福祉部門と母子保健部門が一体となって当事者に寄り添った支援体制を早期から整える体制を検討します。

イ 児童虐待防止対策の実施

複雑で多様化している児童虐待に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、支援を必要とする家庭に対しては、子ども家庭支援ネットワークの様々な関係機関による支援と子ども家庭支援センターの保健師などの専門相談員による相談・訪問、子育て世帯訪問支援事業等を実施し、スーパーバイズを得ながら相談から課題解決まで包括的な支援を行います。特に、児童相談所のプログラム活用や児童相談所への送致等が必要な場合には、児童相談所と緊密な連携のもと、迅速な対応を行います。

また、子ども家庭支援ネットワークの運営と同時に、市民や関係機関を対象とした研修会や虐待防止キャンペーン等の実施を通じて、虐待予防及び虐待の早期発見に向けた意識啓発に取り組み、地域全体で子どもの人権を守る環境の構築を目指します。

(2) 不適切な養育の未然防止

ア 養育困難家庭への支援

家庭での養育に難しさがあり支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問事業や子育て世帯訪問支援事業、子ども家庭支援ネットワークの関係機関との連携による支援を行い、家庭の養育力の補完と向上を図るとともに、児童虐待の未然防止に取り組みます。

また、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を感じている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて親子間における適切な関係性の構築を図る親子関係形成事業や、養育環境等に課題を抱える家庭の子ども等に居場所を提供し、生活習慣の形成や学習支援、食事の提供、相談等を行う子どもの支援の拠点づくり事業の実施について検討を行います。

(3) 社会的養護体制の強化

ア 養育家庭（里親）の普及・啓発

親元を離れて生活している子どもを、一定期間、家族の一員として迎え入れ、家庭的な環境の中で子どもの育ちを保障する養育家庭（里親）の必要性及び制度について普及・啓発を行います。

イ 児童養護施設との連携

宿泊を伴う養育支援が必要な家庭に対し、児童養護施設と連携してショートステイ事業を実施し、子育て家庭の支援を行うとともに、虐待予防やヤングケアラー対策の観点から、子ども自身の希望によるショートステイ事業も実施します。

Ⅱ 全ての子どもが幸せに育つことができるための支援

子どもが豊かに成長、発達していくためには、育ちの基礎となる乳幼児期に、子どもにとって適切な環境が整っていることが大切です。乳幼児期からの安定した愛着の形成を促すとともに、愛着を土台として、全ての子どもが人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む必要があります。

また、乳幼児期から学童期における教育・保育施設の充実を図ることにより、子育て家庭の仕事と子育ての両立を図るとともに、子どもの安全・安心の確保に向けた取組を進め、生活環境の整備を推進していきます。

1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

(1) ウェルカムベビープロジェクトの推進

ア 妊婦等包括相談支援事業の推進

全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産、子育てできるように、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、妊婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図ります。

全ての妊婦に対し助産師、保健師等の専門職が面接を行い、当事者に寄り添った支援を行い、必要な妊婦には、支援プランを作成し、安心して出産や育児ができるよう支援します。出産後は新生児訪問や産後ケア事業、バースデーサポート事業等を通じ、伴走的な相談支援を行うとともに、国や都の補助金を活用した経済的支援を一体的に実施します。

イ 妊婦健康診査等を通じた支援

全ての妊婦が適切な時期に妊婦健康診査を受け、安心して出産を迎えられるよう、妊婦健康診査の費用の一部助成や、産科医療機関の受診状況等を市と共有することに同意を得られた住民税非課税世帯、生活保護世帯等の妊婦に対する初回産科受診料の一部助成を行い、妊婦の疾病の予防と異常の早期発見・健康管理の向上のため受診勧奨や必要な保健指導を実施します。

ウ 不妊・予期せぬ妊娠の相談支援

妊娠を望む全ての方が、専門知識を有するピアサポーター等の専門職に相談できる環境を整えます。

また、予期せぬ妊娠・望まない妊娠をした妊婦が、孤立することなく必要

な支援が受けられるように相談窓口を設け、継続的に相談に応じることでハイリスク妊婦の早期発見、適切な支援につなげていきます。

(2) 子どもの心身の健やかな成長の支援

ア 子どもの健康を守る取組の推進

「母子保健法」に基づき、全ての乳幼児に健康診査を行い、乳幼児の疾病の早期発見、発育・発達の支援を行うとともに子どもを取り巻く家族の健康の保持・増進に努めます。

また、「予防接種法」に基づく定期予防接種について適切に情報提供等を行い、接種率を向上させることにより、感染症のまん延を防止するとともに、公衆衛生の向上を図ります。

更に、妊娠中を含めて子どもが受動喫煙等の被害を受けることのないよう、保護者向けに各種情報を集約したリーフレットを産前・産後の各種面談等で配付し、受動喫煙等を防止するための助言や禁煙治療に関する知識の普及・啓発を行います。

イ プレコンセプションケアの推進

子どもや若者が、男女ともに性や妊娠、健康に関する正しい知識を身に付け、自身の健康管理を行えるよう、発達段階に応じたプレコンセプションケアの意識向上を図ります。

ウ 妊娠期からの食育及び口腔衛生の推進

妊娠期から切れ目なく生涯を通じてライフスタイルに沿った食育及び口腔衛生について正しい知識の普及を図るための保健活動・啓発活動・個別相談支援を行います。

食に関する知識と、食を選択する力を身に付け、自ら健全な食生活を実践できるよう食育を推進します。思春期の子どもや若者を対象として、食生活の乱れからくるやせや肥満等の生活習慣病の予防等、自らの食生活を自分で管理、実践できるよう啓発に努めます。

また、自分の歯や口の健康に関心を持ち、望ましい生活習慣の形成を目指して、意識や行動の変容を図ることができるよう、歯科医師会、保育園、学校、保健所、歯科衛生士団体等と連携を図りながら、歯科保健教育を充実・強化します。

エ 年齢に応じた保健教育の実施

思春期は、将来の家庭生活の準備段階であることから、学校教育や家庭教

育と連携しながら、育児体験、命の大切さ、性に関する教育等幅広い知識の普及・啓発に努めます。

また、喫煙・飲酒、薬物乱用の危険性について健康教育、保健指導を充実・強化します。

更に、「成育基本法」に基づき、成長過程にある子ども及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育が確保されるよう、庁内関係部署間で連携しながら保健指導を実施します。

2 乳幼児期から学童期の教育・保育施設の充実

(1) 効率的な保育園の運営に向けた検討

ア 待機児童ゼロの継続

第2期計画に基づき保育施設の開設等を進め、2022（令和4）年4月に待機児童の解消を達成しました。引き続き、年齢別、地域別保育ニーズ等を分析した上で、待機児童ゼロを継続します。

イ 公立保育園のあり方の検討

2022（令和4）年12月に策定した「公立の保育園・学童保育所のあり方に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）に基づき、公立保育園の今後のあり方を示す基本方針を策定します。策定に当たっては、基本的な考え方で示した公立保育園のこれからの果たすべき役割や、施設のあり方に関する基本的な考え方を踏まえた上で、時期や再配置も含めた検討を進めます。

(2) 幼稚園の運営支援

ア 施設の有効活用の検討

入園児が減少傾向にあり、定員を下回る状況にあるため、人財確保をはじめとした幼児教育の支援とともに、一時預かりの拡充や施設の有効活用等、これからの時代に即した支援のあり方について検討を進めます。

(3) 学童保育所における定員・サービスの拡充

ア 待機児童ゼロの継続

第2期計画に基づき学童保育所の整備等を進め、2022（令和4）年4月に待機児童の解消を達成しましたが、利用ニーズは当面の間、高い状況が続くと考えられるため、継続的な対策が必要となります。そのため、新たな施設整備や学校施設・民間賃貸物件の活用、教室等の機能転換など様々な手法を

検討し、更なる定員の拡充に努めます。

また、運用により定員の弾力運用を行っている施設については、ゆとりある育成スペースの確保に努めます。

イ 学童保育所の質の向上の推進

障がいのある児童及び医療的ケアが必要な児童の受入学年の拡充や送迎サービスの充実等により、インクルーシブな学童保育所運営を推進します。

また、入所申込手続きの電子化や延長育成の利便性の向上等により、サービスの向上を図ります。

この他、学童保育所職員の資質向上に向けた研修の実施や事業者間の情報共有を図るとともに、職員の処遇改善や働きやすい環境整備に努めることで、運営の質の向上を推進します。

3 地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進

(1) 子育て情報発信等による普及・啓発

ア 一元化された子育て情報の発信

子育て支援サイト・アプリ「みたかきつずナビ」や子育て情報誌を活用し、必要な情報にたどり着きやすく、一元化された分かりやすい子育て支援情報の発信を行います。

(2) 子育て支援事業の充実

ア 子育てに関する相談機能の充実

地域子育て相談機関の区域ごとの設置について検討を進める等、子育て世代や子育て家庭が必要な助言や支援を身近な場所で気軽に受けられるよう子育て相談機能の充実に努めます。

イ 子育てをサポートする事業の充実

家庭での子育てをサポートするため、保護者の思いや困りごとを丁寧に聞きとり、育児支援ヘルパー事業やふたご家庭支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター利用支援事業、一時預かり事業、一時保育事業、トワイライトステイ事業等の事業を組み合わせ紹介し、利用者ニーズに対応するきめ細やかな子育てサポート事業を実施します。

また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談することができる親子ひろば事業を市内各所で実施し、子育ての孤立化を防ぎ、地域や必要な支援へとつないでいく取組を進め、安心して子育てがで

きる環境を整えます。

ウ 地域の人財と連携した子育て支援

生後4か月までの子どもがいる家庭を、地域の民生・児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や見守りを行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、子育て経験があり研修を受けた地域のボランティアが子育て家庭を訪問し、保護者の話の傾聴や家事・育児等を一緒に行う「ホームスタート事業」、助産師会と連携し地域のコミュニティ・センターで行う「あそびとおしゃべりの会」等、地域の人財と連携し、子育て支援の充実を図ります。

(3) 子どもの安全・安心の確保

ア 地域の防災力強化

多世代が参加できる防災訓練や市民ニーズに応じた防災出前講座を実施し、市民一人ひとりの自助と地域や隣近所の共助による防災力の強化に取り組みます。

また、災害発生時の避難所運営にあたり、乳幼児のいる世帯向けの備蓄品（ミルク、離乳食や紙おむつ等）を計画的に更新します。

イ 安全安心・市民協働パトロール体制の充実

市民・事業者・警察等関係機関との連携を強化し、子どもの見守りや空き巣等の犯罪の未然防止のため、生活の安全を推進する体制及び協働による「安全安心・市民協働パトロール」の充実を図ります。

ウ 安全安心メールの普及促進

犯罪や不審者情報の提供等のほか、防災情報や環境情報を配信します。ホームページや防災無線等と並ぶ情報ツールとして、市民の安全安心に関する情報を配信するとともに、普及促進に努めます。

エ 地域安全マップの配布・活用

子どもに分かりやすいような危険な箇所・安全な箇所等を示した地域安全マップを配布し、子ども自身の防犯能力を養うことで犯罪被害の防止を図ります。

また、市民活動団体等に活用してもらうことにより地域の見守り活動を充実させます。

オ 交通安全意識の啓発強化

交通安全を推進し、子どもを事故から守るためには、誰もが交通ルールを遵守し、交通マナーの向上を図る必要があります。学校や地域における交通安全教育活動を通じ、特に自転車を利用する上での交通安全意識の啓発を強化します。

4 子育て世帯をとりまく生活環境の整備

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

ア 子育て家庭への各種手当の支給

子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定を支援するため、子どもや家庭の状況に応じた各種手当を支給します。

また、オンライン手続きの周知・普及に努め、利便性の向上を図ります。

イ 子どもの医療費助成の実施

経済的な理由による子どもの受診控えをなくすため、所得制限等がない助成事業を継続します。

また、オンライン手続きの周知・普及に努め、利便性の向上を図るとともに、全国一律の助成制度となるよう国への要望を続けます。

ウ 幼児教育・保育の無償化制度の適切な運用

2019（令和元）年10月から始まった幼児教育・保育の無償化について、引き続き適切な運用を行います。

また、東京都の動向を踏まえた上で、無償化の対象範囲の拡充も検討します。

エ 学校給食の無償化

学校給食に係る保護者負担を軽減するため、市立小・中学校における児童・生徒の学校給食費を無償化します。教育に係る費用負担について、支援が必要な方へは就学援助制度等の適切な運用に努めます。

オ フードバンク・フードドライブ等への支援

食のセーフティネットであるフードバンクやフードドライブ（食品の寄付）、フードパントリー（食品無料配布会）の活動に取り組む市内のNPO法人の活動を支援します。

また、フードバンク等の活動について、理解を深めてもらうための周知啓

発に取り組むとともに、食品の提供等に関して、企業・団体、各関係機関への働きかけを支援します。

(2) ひとり親家庭等への相談、支援の充実

ア ひとり親家庭等を対象とした相談事業

子育てや子どもの健全育成についての相談、生活の安定に向けての相談、離婚に伴う相談等について、母子・父子自立支援員を中心に相談支援を行います。

イ ひとり親家庭への経済的支援

ひとり親家庭の安定に向け、各種手当、助成制度、福祉資金等、利用可能な制度の活用を提案しながら各家庭の事情に寄り添った支援を行います。

ウ ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭の生活の安定に向け、就労を希望する方に対しては、母子・父子自立支援プログラム策定員を中心に、ハローワーク等と連携して就職に関する相談や必要な技能を身に付けるための支援を行います。

また、就労が決まった方や就労中の方には、必要に応じてヘルパーを派遣し、日常生活を総合的に支援します。

エ 困難を抱える母子への支援

DVや生活困窮等によって避難が必要な母子に対して、状況に応じて緊急一時保護を実施します。保護後は、母子の現状や今後の希望を丁寧に聞き取り、安全な住居さがしや離婚へ向けた準備など、関係部署・機関と連携して必要な支援を行います。

また、母子生活支援施設への入所者に対しては、精神的な安定を図るとともに生活基盤を整え、自立に向けたきめ細かな支援を実施します。

(3) 多様な働き方と子育ての両立支援

ア 家庭における育児・家事に関する意識啓発

男女平等参画啓発誌や男女共同参画週間パネル展、講座の実施等を通じて、性別に捉われない育児・家事の役割分担意識啓発に努めます。実施に当たっては、子育て世帯を含め幅広い市民に関心を持ってもらえるよう、SNSの活用といった情報発信の方法や参加しやすい実施方法等について工夫を図ります。

イ 男性の育児休業取得の推進

それぞれの家庭の状況に応じて男性が育児休業を活用し、能動的に子育てに参加することを促すため、ゆりかご面接や両親学級等を通じて普及・啓発を図ります。

(4) 子育てしやすいまちづくりの推進

ア 子育てに関するデジタル化の推進

プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、申請書類・帳票類の簡素化・統一化等を通じ、利便性向上や手続に関わる事務負担の軽減を図ります。妊婦や子育て家庭が必要とする情報や支援が簡便な手続きで迅速に届くよう、子育てに関する手続きや情報発信についてデジタル化を進めます。

イ 公共施設及びその周辺のバリアフリー化の推進

子育て世代や高齢者、障がい者等多くの市民が利用する公共施設の出入口や施設内部、周辺地域におけるバリアフリーの視点を重視した整備に取り組みます。

また、妊産婦や乳幼児連れの子育て家庭が安心して外出できるよう、授乳室やバリアフリートイレの設置等ニーズに応じた整備に取り組みます。

ウ 駐輪場の「思いやりゾーン」の設置

一部の駐輪場において、子育て世代や高齢者、幼児2人同乗用自転車、電動自転車等が駐輪しやすい「思いやりゾーン」を設置しています。今後も駐輪場の利用状況等にあわせて「思いやりゾーン」の設置を推進します。

エ 安全で安心な特色ある公園・緑地の整備

「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」に基づき、多様化する公園へのニーズや防災都市づくりの視点等を踏まえ、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを進めるとともに、インクルーシブ遊具の設置等に取り組みます。

また、公園ボランティアの支援・拡充を図りながら、プレイパークやコミュニティガーデン等の取組を推進します。

オ 休日・夜間診療等事業の実施

医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携した休日診療等事業を引き続き実施し、子どもの初期救急医療体制の確保を図ります。

カ 大規模な開発事業における子育て支援施設の誘導

大規模な開発事業や都営住宅等の建替えにあわせて、子育てに適した良質な居住空間の確保を図るとともに、保育園・託児所・学童保育所等の子育て支援施設を地域に開かれたスペースとして確保するよう事業者に要請していきます。

キ 三鷹駅前地区の再開発における子どもや子育て世代のための施設づくり

“子どもの森”（仮称）をコンセプトとした三鷹駅南口中央通り東地区の再開発において、子どもの笑顔があふれ、家族が子どもたちと一緒に過ごし、地域とともに子どもを育む場所等の整備に取り組みます。

また、“子どもの森”（仮称）とその周辺に立地する他の子育て関連施設等との連携により、様々なコミュニティや市民の活動が出会い、新たなにぎわいが生まれることを目指します。

Ⅲ 子どもの可能性を引き出す環境等の充実

子どもは皆、限りない可能性を秘めており、「育てにくさ」や障がいの有無、成育環境等に影響されることなく、一人ひとりに豊かに成長する権利があります。その権利が適切に守られるよう、家庭、保育・幼児教育施設、地域の中で、乳幼児期からの個に応じた発達支援に取り組むとともに、子どもが持つ可能性を引き出すための環境整備を行います。

保護者が安心して子育てを行えるよう、子育てに関する講座等の子育て支援施策や発達に応じた相談支援体制を強化するとともに、子どもの基本的生活習慣の定着に向けた取組を推進し、子どもの健やかな成長に必要である多様な遊びや体験活動の機会の充実を図ります。

また、保育・幼児教育の現場においては、保育人財の確保・育成や、保育・教育の質の向上のための取組を強化するほか、保育園・幼稚園と小学校との連携や交流についても、保育園・幼稚園から小学校へ円滑に移行できるよう、引き続き推進していきます。

1 親子関係づくりへの支援

(1) 子どもと親の関わり支援

ア 子育て支援プログラムの推進

子どもの心と身体の育ちや親子の関わりについて学ぶ講座及びプログラムの実践を通じて、親子で向き合う喜びを感じる機会をつくり、親子の健全な愛着関係の構築を図り父親も含めた子育て家庭の子育てを支援します。

(2) 相談・講座等による子育て支援

ア 親子ひろば等を活用した子育てに関する相談、講座等による子育て支援

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、引き続き、親子ひろば事業を実施し、保護者及び子ども同士の交流の場を提供するとともに、家庭における子育てに役立つ各種育児講座・育児相談等の充実を図ります。

また、地域の実情に応じ、地域の様々な団体との協働に取り組むなど、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を行う団体等との連携の強化を図ります。

イ 保育園を活用した在宅子育て支援

保育施設や幼稚園に在園していない地域の在宅親子が参加できる遊びのプログラムを引き続き実施します。子ども自身の発達を促す楽しい遊びを提供するとともに、保護者が不安なく、のびやかに子育てに向かえるよう、栄養

士や保健師又は看護師、保育士等の専門職が気軽な相談に応じ、日々の子育てを支援します。

2 子どもの成長・発達に応じた支援

(1) 子どもの特性に応じた相談・支援

ア 子どもの発達に合わせた相談支援

子ども発達支援センターでは、発達支援の入り口として、子どもの発達過程や特性、個々のニーズに合わせた幅広い相談支援を行っていくとともに、地域の子どもの健全な発達支援の中核機関として、障がい者福祉・母子保健・医療・教育・子育て支援機関と連携強化を図ります。

イ 保育施設等職員の専門性の向上

全ての子どもたちが、地域で健やかに成長していくことができるよう子育て支援施設職員に向けた、巡回発達相談や研修等を実施し、親子の育ちの視点にも配慮した職員の専門性向上を図る取組を推進します。地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の考えに基づき、障がいのある子どもも地域の中で適切な支援を受け、生き生きと生活ができるよう地域へのアウトリーチ型支援を充実します。

ウ 「育てにくさ」への支援

障がいの有無にかかわらず、「育てにくさ」を抱える親子に対し、日々の子育ての中でのかかわり方や子どもに生じている状況を一緒に考え理解を促すと同時に、保護者の心理的フォローを行い、子どもの育ちにつながる子育てに親自身が安心し、自信をもって取り組めるよう支援します。

エ 障がいのある子どもへの支援

医療的ケアを受け入れている施設の実践や子どもの権利について学ぶ研修を開催するなど、障がいについて理解を深め、受け入れ環境を広げるための取組を行い、市立・私立保育園、市立学校、学童保育所での医療的ケア児の受け入れを推進します。

また、子どもの特性や障がいの種類、年齢等に応じた早期療育の視点に立った支援の充実を図ります。

更に、「子どもから成人期」といったライフステージにおける移行期の支援が円滑に切れ目なく行われるよう関係機関と連携するとともに、子どもと家族を包括的に支援するための家族支援の充実にも取り組みます。

3 幼児教育・保育の充実

(1) 保育園・幼稚園等の子育て支援機能の充実

ア 地域と連携した相談機能の充実

保育園が身近な相談施設となれるようなきっかけづくりとして、園庭開放や在宅親子向けの講座等の日程を子育て家庭に広く周知し、少しでも保育園に足を運びやすい環境づくりを進めます。日々の保育園との関わりを増やしていく中で保育園職員との信頼関係を築き、子育てにおける悩みなどを何気ない会話の中から聞くことのできる関係づくりを進めます。

また、幼稚園においても、子育てに関する相談や保護者同士が交流できる身近な場所として感じてもらえるよう、プレ幼稚園や園庭開放など、各園の特色を生かした取組を広く周知します。

(2) 保育園における保育人財の確保・育成の強化

ア 保育人財の確保

保育の現場を支える保育士の確保に向け、民間の就活サイトを活用したPRを進めます。求人情報を見た方に、市内の保育所で働くイメージを持ってもらえるよう、1日の保育の様子や実際に働いている人の声を動画にまとめ、広く発信します。

イ 保育人財の育成

特定教育・保育施設において、子どもを中心とした教育・保育を計画的かつ確実に提供するため、関わる職員の学びを支援します。保育所保育指針に基づいた豊かな保育が実践できるよう、計画・実践・振り返り等のPDCAサイクルを日々の保育に即して学ぶ研修等を実施します。

(3) 保育の質の向上と幼児教育の充実

ア 保育園巡回指導の強化

特定教育・保育施設等において、子どもの最善の利益が尊重され心身ともに健康で自分らしく育っていくための豊かな保育が実践されるよう、施設を巡回し、保育の質の向上及び充実に向けた指導・助言を強化します。

イ 指導検査の強化

特定教育・保育施設等に対し、適正かつ円滑な運営を安定的に確保するため、東京都と連携し、関係法令に基づいた必要な助言、指導その他の措置を講ずるための指導検査を強化します。

ウ 国や東京都の補助制度を活用した子どもの健やかな成長の支援

保育所・幼稚園等を利用していない未就園児を定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験等を通じて子どもの健やかな成長を図るとともに、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図るため都の補助制度を活用して「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を実施します。実施に当たっては、国が2026（令和8）年度から本格実施を予定している「こども誰でも通園制度」も見据えるとともに、各園の状況を踏まえた検討を行います。

また、各施設的环境や強みを活かしながら、「光」「音」「植物」等、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践することで、自己肯定感や思いやりといった非認知能力を育成するため、「とうきょうすくわくプログラム推進事業」を実施します。

(4) 幼稚園・保育園・小学校で連携した取組の推進

ア 就学前から学齢期にかけての切れ目ない教育支援の推進

子どもが幼稚園、保育園から学校教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園、保育園と小学校との連携、交流を推進する等、連携を図りながら対応します。また、各小学校において作成する「三鷹市立小学校スタートカリキュラム」の趣旨を踏まえ、幼児期から義務教育期までの切れ目のない支援を行います。

イ 乳幼児期保育・教育共通カリキュラムの充実

市内の保育所、幼稚園、認定こども園等の施設を問わず、全ての子どもにとって保育環境の向上や教育委員会と連携した小学校への円滑な移行を目指すため、「三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラム」を活用し、就学前児童の教育・保育の充実を図ります。

4 遊び・体験の機会の充実

(1) 多様な遊びや体験の機会の充実

ア 自然や農業に親しむ体験の充実

成長過程において、食の基礎となる農にふれることは、食への意識や関心を高めるだけでなく、地域とのつながりやその土地の文化や歴史などにふれることができ、様々な面で良い影響を与えます。

「丸池の里」においては、田んぼでの農体験等、自然や農業に親しむための事業をボランティア団体の「丸池わくわく村」をはじめとした地元団体と協働して実施します。

また、「大沢の里」においても、地元のボランティア団体の「ほたるの里・三鷹村」が管理する田んぼでの、親子による農体験を実施します。

イ 絵本を通じた親子のコミュニケーションの推進

絵本を通じた親子のふれあいは、その絆を育み、子どもの心を豊かにするため、三鷹市立図書館と関係団体等とが連携し、多様な場面で絵本と出会える機会を提供します。

ウ 乳幼児と関わる機会の確保

中学校において、職場体験活動の一つとして、幼稚園や保育園等において幼児と接する機会を設けます。

また、中学生のボランティア活動等においても幼稚園や保育園を訪問し、幼児とのかかわりを通じて、命の大切さや尊さ、人に対する優しさや温かさを実験的に学ぶ機会を提供します。

エ 芸術文化、生涯学習、スポーツに親しむ機会の充実

スポーツと文化財団等と連携し、子どもたちが芸術文化、生涯学習、スポーツを気軽に親しめる講座、イベント等について充実を図ります。

また、市内小中学校の校庭、体育館、会議室等の地域開放を推進するとともに、地域学校協働活動を推進する団体と連携し学校施設を活用した生涯学習講座を実施します。

(2) 生活習慣の形成・定着

ア 食育の推進

「食育基本法」に基づき、“食”に関する知識と“食”を選択する力を習得し、健全な食習慣を実践できるよう、様々な経験の機会をつくり、正しい情報の発信や普及・啓発を図ります。

イ “早寝早起き朝ごはん”の推進

基本的な生活習慣の確立が、子どもの学習意欲や体力を向上させるとともに、健やかな成長を育むことを踏まえ、“早寝早起き朝ごはん”の大切さについて、普及・啓発を図ります。

IV 子ども・若者が健やかに成長し、生活できるための支援

子ども・若者を取り巻く環境は、経済不況や急速な高度情報化、少子高齢化や核家族化の進行などの社会環境の変化により複雑かつ多様化しています。こうした状況の中、子ども・若者が安全安心に過ごすとともに多様な交流や体験を通じて健全に成長できる環境づくりが必要となっています。

学校を拠点とした地域子どもクラブの全校での毎日実施の推進や、多世代交流センター、コミュニティ・センター、図書館等での子どもの居場所づくりについて、地域連携の視点も取り入れながら、更なる充実に努めます。あわせて子どもの居場所づくりの総合的な方向性を定める「子どもの放課後居場所づくり方針（仮称）」の策定に取り組みます。

また、青少年の健全育成を推進するとともに、子ども・若者を犯罪や非行等から守る取組や生活・就労支援、生活困窮世帯に対する学習支援等を実施していきます。

1 子ども・若者の居場所づくり

(1) 子ども・若者の居場所づくりと若者の社会参画の推進

ア 子ども・若者のニーズ把握

小学生や中高生・若者を対象としたアンケート調査や直接的な対話、多世代交流センターの利用状況等を通してニーズを把握し、子ども・若者の視点を尊重しながら、居場所としての環境づくりや事業内容の拡充に取り組みます。

イ 多世代交流センターにおける地域連携による事業実施及び内容の充実

多世代交流パートナーや地域市民との協働により、様々な世代を対象とした事業の充実に取り組み、日常的な地域のつながりづくりと若者の社会参画を支援します。

また、子どもとシニア世代が相互に情報発信や交流を行うことで、世代を超えた学びの循環を図ります。

ウ 職員の専門性向上のための研修の実施

子どもの育ちや子育てに関わる相談、児童・生徒の気持ちに寄り添った対応を行うための専門研修を実施するほか、子ども集団の主体的な成長をサポートし、地域全体に活動を広げていくための職員の資質向上に努めます。

エ 民間団体等との連携による中高生、若者世代を対象とした居場所の拡充

困難を抱える中高生・若者世代への支援も含め、地域の民間団体や大学等の関連機関と連携しながら、情報共有や支援に向けた講座・ワークショップを開催することなどにより、中高生、若者世代が安心して過ごすことができる居場所の拡充に努めます。

オ 次世代を担う人財の育成

プレイリーダー講習会や多世代交流センターでのボランティア活動、インターンシップの受け入れ等により、次世代を担う人財の育成に取り組むとともに、地域イベントや移動児童館事業において若者と地域とのつながりや活躍の場を広げていきます。

また、子どもの主体的な事業参加や意見表明の機会をつくることにより、長期的な次世代の人財育成を目指します。

2 地域における総合的な子どもの居場所づくりの拡充

(1) 放課後の総合的な居場所づくり

ア 地域子どもクラブの全校毎日実施

地域や学校、事業者と丁寧に協議を行い、市内小学校の全校で長期休業日も含めた毎日実施が早期に実現できるように取り組みます。あわせて運営方法や実施内容等の標準化を図り、地域の取組に大きな差が生じないように努めていきます。

一方で地域ごとに特色ある活動が行われていることを大切にし、地域の意向を踏まえながら画一的にならないように取り組みます。

イ 学童保育所と地域子どもクラブの連携・交流の推進

学童保育所と地域子どもクラブはいずれも子どもの放課後の居場所であることから、それぞれの特性を生かしつつ、必要に応じて学校施設も活用しながら、連携や交流を推進し、多様な体験ができる居場所となるように努めます。

ウ 「三鷹市子どもの放課後居場所づくり方針（仮称）」の策定

親の就労や子どもの状況等に関わらず全ての子どもにとって安全安心で多様な放課後の居場所づくりを総合的に推進するため、「三鷹市子どもの放課後居場所づくり方針（仮称）」を策定します。

(2) 子どもの居場所の選択肢の充実

ア 公共施設をはじめとした地域での居場所づくりの推進

児童館機能を有する多世代交流センター及びむらさき子どもひろばにおける子どもが安全安心に過ごせる居場所づくりや多種多様な体験ができるイベントについて、地域連携も取り入れながら更なる内容の充実を図ります。コミュニティ・センターや図書館、生涯学習センター等においても学習スペース、フリースペースの開放や読書活動の推進に取り組みます。実施に当たっては、子どもの声を聞きながら、それぞれの取組の充実や活動の連携を検討します。

また、民間団体等との連携や支援を行うことにより、公共施設以外でのサードプレイスとしての居場所の拡充に努めます。

イ 三鷹幼稚園跡地を利活用した子どもの居場所づくり

2024（令和6）年3月に閉園した私立三鷹幼稚園の跡地について、“子どもの森（仮称）”との連携を見据えながら、幅広い年齢層の子どもたちの遊び場・居場所、子どもたちの悩み事等を相談できる場としての利活用を検討します。

ウ 地域主体の活動に対する支援の充実

食事の提供を伴う子どもの居場所や多世代交流の場となっている子ども食堂の活動に対して、補助金や活動場所の調整、運営ノウハウの共有などの支援について、社会福祉協議会とも連携しながら、引き続き取り組みます。

また、地域でサードプレイスとしての居場所づくりに取り組んでいる民間団体等との連携や国の補助制度を活用した支援を行うことにより、子どもに関わる地域主体の活動の活性化を図ります。

3 青少年健全育成の推進

(1) 子どもを犯罪等から守る取組の推進

ア 青少年の健全な育成に向けた関係団体との連携

青少年問題協議会や青少年委員協議会、青少年対策地区委員会、青少年補導連絡会等、多くの組織・団体と連携し、引き続き青少年の健全育成に向けた活動に取り組みます。

一方で近年の青少年に関わる問題は、経済不況や急速な高度情報化等の社会環境の変化により、複雑かつ多様化しています。これまでの取組を検証しつつ、インターネットの適正な利用など、新たな青少年健全育成の課題への

対応を検討します。

イ 非行や犯罪から子ども・若者を守るための取組

青少年問題協議会や青少年補導連絡会の活動を通じ、三鷹警察署と連携しながら青少年の非行防止に取り組みます。

また、東京都薬物乱用防止推進三鷹地区協議会と連携し、街頭での啓発活動、中学生のポスターコンクール、指導員向け研修会及び啓発パネル・ポスターの展示活動等を実施し、青少年の薬物乱用を防止するための取組を進めていきます。

更に、近年の課題である、インターネットの適正な利用や犯罪被害防止、特殊詐欺などの犯罪に関わらないこと等について啓発活動に取り組みます。

ウ 消費者啓発及び消費者教育の充実

児童から社会人に至るまでの体系的な消費者教育の充実、特に悪質商法に狙われやすい若者へ向けた出前授業や出前講座等を行うことにより、自立した「賢い消費者」を育成します。

(2) 生活・就労支援事業等との連携

ア 庁内関連部署及び関連機関との連携強化

多世代交流センターや子ども家庭支援センター、総合教育相談室、生活・就労相談窓口等で子ども・若者・保護者からの相談窓口機能を果たすとともに、庁内連携により総合的に対応します。この他、地域福祉コーディネーターや地域包括支援センター、地域若者サポートステーション、ひきこもり支援団体等との連携を図り、重層的支援につなげます。

イ 生活・就労支援相談の実施

若者を含む生活や就労等に悩んでいる市民への相談窓口を設置し、家計改善支援事業や就労準備支援事業等一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を実施します。

ウ 生活困窮世帯に対する学習支援事業等の実施

生活困窮世帯に対して、子どもの学力向上に向けた学習支援を行うほか、不登校・引きこもりの解消を図る支援を行います。

三鷹市子ども総合計画

発行	202X（令和__）年__月
作成	三鷹市子ども政策部 〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
TEL	0422-45-3031
E-mail	kodomokatei@city.mitaka.lg.jp
ホームページ	https://www.city.mitaka.lg.jp/